

さいたま市自治基本条例検討委員会

# 中間報告

平成23年3月14日

## 目次

はじめに（中間報告書の作成に当たって）	3
1. 中間報告の基本的な考え方	4
(1) なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか	4
(2) めざすまちの姿と自治基本条例	4
(3) さいたま市の自治基本条例の目指す方向性（性格・特徴）	5
(4) 条例の名称	5
(5) 条例案骨子（中間報告）の構成図（イメージ）	6
2. 条例案骨子、考え方・解説など	7
(1) 総論	7
① 自治基本条例の目的	7
② 自治の基本理念	8
③ 用語の定義	9
④ 条例の位置付け	10
(2) 市民の権利と責務	11
① 市民の権利	11
② 市民の責務	12
③ 自治の担い手としての人づくり	13
(3) 議会・議員の役割と責務	14
① 議会の役割・責務	14
② 議員の役割・責務	16
(4) 市長・職員の役割と責務	17
① 市長の役割・責務	17
② 職員の役割・責務	18
(5) 市政運営・まちづくり	19
① 市政運営の基本原則	19
② 情報共有等	20
③ 市政への市民参加	22
④ 協働	23
⑤ 市民の意見等への対応義務	24
⑥ 住民投票	25
⑦ 総合振興計画	26
⑧ 財政運営	27
⑨ 監査	28
⑩ 行政評価	29
⑪ 組織、人員体制等	30
⑫ 市の発展のための法務	31
⑬ 危機管理	32
⑭ 国や他の地方自治体等との関係	33
(6) 地域コミュニティ・区	34
① 身近なコミュニティ	34
② 区のあり方	35
(7) 条例の運用等	37

① 条例の運用（実効性の確保） .....	37
<b>3. 資料編</b> .....	<b>38</b>
（1）さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱 .....	38
（2）さいたま市自治基本条例検討委員会委員名簿 .....	40
（3）さいたま市自治基本条例検討委員会の検討経過及び今後の予定 .....	41
（4）さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方） .....	44
（5）市民や各団体等から寄せられた主な意見 .....	45
（6）ニュースレター「さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより」 .....	56

## はじめに（中間報告書の作成に当たって）

昨年4月、私たちは清水市長から委員の委嘱を受け、公募市民12名、関係団体の代表者4名、有識者4名の20名（現在は19名）で、これまで自治基本条例の検討に取り組んできました。

検討委員会では、学生、会社員、定年を迎えた方、子育て中の女性、事業者、自治会、市民団体・NPO、有識者といった多様な立場の委員が、「より良いさいたま市にしたい」という共通の想いのもと、様々な視点から意見を出し合い、活発な議論を行ってきたところです。

また、第1回会議の冒頭の、市長の挨拶の中にもあった「市民自らがつくったと言えるような条例にしたい」との言葉のとおり、他自治体の先行条例にとらわれず、白紙の状態から検討を進めてきました。

そのため、これまで開催した会議は検討委員会17回、部会30回、合計47回にもなりました。当初は月に2回程度の開催で、「自治基本条例とは何か」、「市ではどのような取り組みが行われているのか」などについて、自由に討論をしながら学習し、基本認識を共有することから始めました。各項目について具体的な内容の検討を行うようになった昨年秋頃からは毎週のように会議を開催し、時には深夜まで議論が及んだこともあります。

また、検討は会議室内での委員間の意見交換に留まらず、市民活動団体、さいたま商工会議所青年部や埼玉中央青年会議所、市民活動推進委員会、区民会議、自治会連合会、議会の方々や市長とも闊達な意見交換を行ってきたところです。

委員の多くが、仕事や家庭がある中、時間を調整しながら会議に積極的に参加し検討を重ねた結果、中間報告をとりまとめることができました。

しかしながら、この中間報告の中にはまだ議論が不十分なものや、検討すべき課題も多く残っています。

今後はこの中間報告をもとに多くの方々からご意見をいただき、それを参考としながら議論を深め、自治基本条例が本市において市民自治を実現するための第一歩を踏み出せるものとなるよう、最終報告のとりまとめに向けて、努力してまいりたいと思います。

平成23年3月14日

さいたま市自治基本条例検討委員会

## 1. 中間報告の基本的な考え方

### (1) なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか

#### ア 進展する地方分権への対応

平成12年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」の施行をはじめとする昨今の「地方分権」によって、地方自治体の権限と責任の範囲の拡大が進んでいます。地方自治体には、この大きな潮流の中で、「自己決定・自己責任」の原則に基づいて、地域の特色を活かしたまちづくりを進めていくことが求められています。

このような分権型社会に対応するためには、市民が責任を持って主体的にまちづくりに取り組むことで、自立した自治体運営を進めることが必要です。

#### イ 多様化する課題への対応

さいたま市は、政令指定都市の中でも比較的若い年齢構成にありますが、今後は、その中でもトップスピードで少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少することが見込まれています。このような人口構造の変化や地域への無関心層の増加など、地域社会を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。また、市民の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民のニーズや地域社会の課題も多様化しつつあります。

市内では、これまでも多くの市民が、豊かで暮らしやすく、魅力あるさいたま市を目指して活動してきましたが、ますます多様化する地域の課題を解決するためには、豊かな経験や技術を培ってきた団塊の世代の人たちをはじめ、より多くの市民が地域の活動や市政に参加しながら、まちづくりを進めていくことが大切です。そして、議会及び市長等には、市政運営に当たり、市民との距離をより縮めていくことが求められます。

以上のような私たちを取り巻く状況を踏まえ、さいたま市のまちづくりを進める際の拠り所となる考え方や基本的なルールを誰が見ても分かりやすいように整理し、みんなで共有することが大切です。そのためには、「自治基本条例」という形で、まちづくりの基本となる考え方や基本的なルールをはっきりと定めることが必要だと考えます。

### (2) めざすまちの姿と自治基本条例

みなさんには、“さいたま市がこうなってほしい”というそれぞれの想いがあると思います。

私たち自治基本条例検討委員会でも、「さいたま市のめざすまちの姿」について検討しました。

#### さいたま市のめざすまちの姿（自治基本条例検討委員会の想い）

- ・ 市民が誇りをもち、子どもから高齢者まですべての市民が等しく尊重され、互いに助け合い、生きがいをもち、心豊かに、共に生きるまち
- ・ 市民が主役となって地域の課題を自ら考え、主体的に自治に参画して課題解決にあたるまち
- ・ 企業、大学等教育機関、地域活動団体、ボランティア団体等の活力を積極的に引き出し、市民生活に希望（ゆめ）を与えるまち
- ・ 環境保全と開発の調和が図られ、豊かな自然環境の中で、子どもが健やかに成長していくまち

「自治基本条例」とは、上記のような「さいたま市のめざすまちの姿」の実現に向けて、まちづくりの基本となる考え方や、誰がどのような役割を果すのか、などの基本的なルールや仕組み

を定めるものです。

### 【市民や団体等から寄せられた主な意見】

＜市民＞

- ・ さいたま市の魅力は、「特に目立たないけれど生活に必要なものはだいたいそろっている堅実なまち」だと思います。リゾート開発のようなあれこれと奇抜、過剰なサービスはいらない。やるべきことをしっかりとやっていく「やっぱりわが家が一番」的な落ち着くまちであってほしいと思います。
- ・ 「利権に動かされないさいたま市」を願います。
- ・ 子ども、母親、高齢者も不便なく安心して住んでいけるまちであってほしい。
- ・ 市民が、社会や地域の課題を発見・共有し、解決の担い手になる市民参画型のまちであってほしい。
- ・ さいたま市は旧家の屋敷林や歴史を感じさせる史跡も多く残っている地域と、近代的で国際的な地域が共存している魅力的な市です。

＜市長＞

- ・ さいたま市は、「日本一のボランティアのまち」をめざしたい。

### （３）さいたま市の自治基本条例の目指す方向性（性格・特徴）

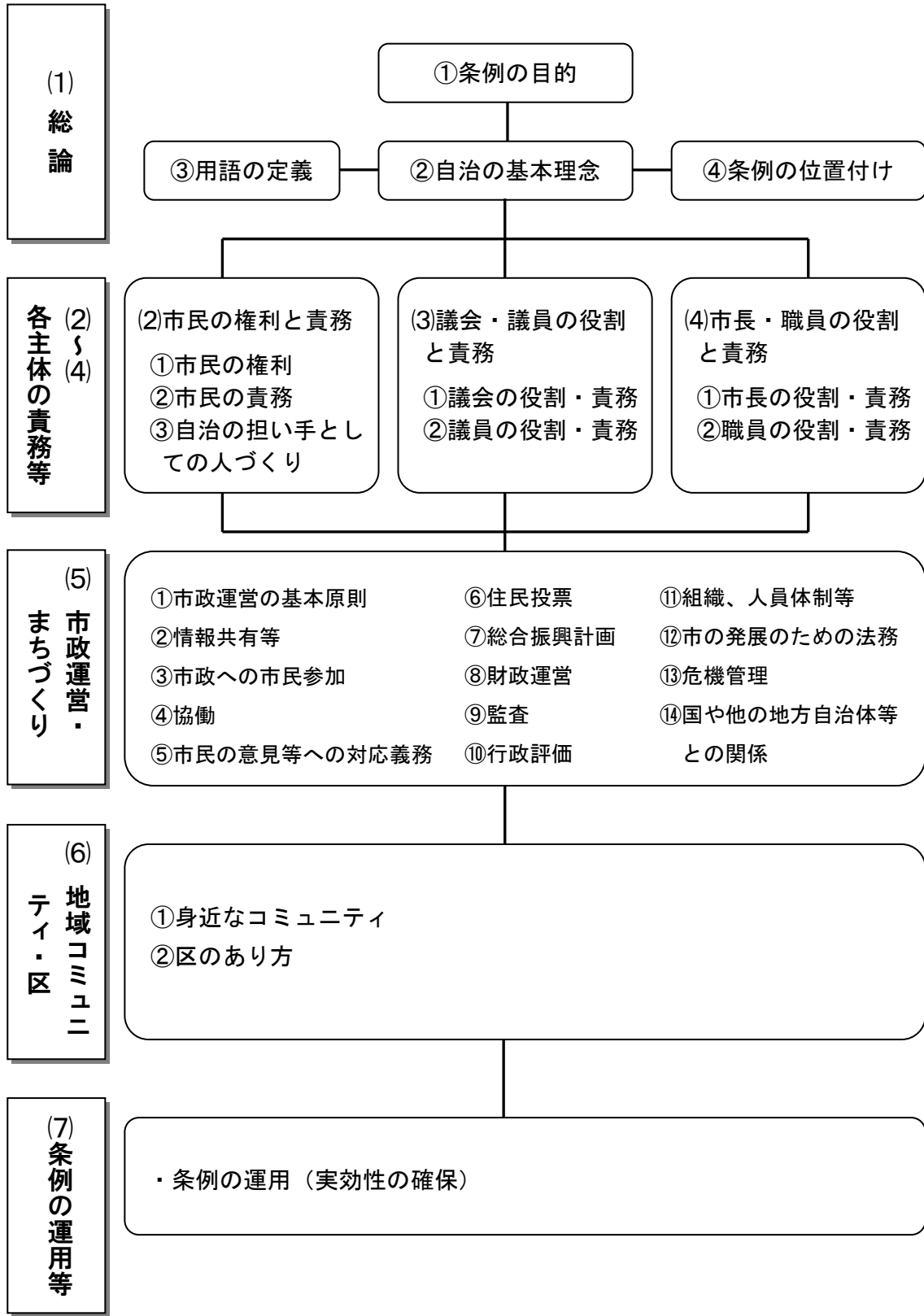
私たち自治基本条例検討委員会は、本市の自治基本条例を次のような性格や特徴を持つ条例にしたいと考えています。

- ・ 単に漠然と「自治」の理念を掲げたものを制定して終わるのではなく、市民や議会、市長等が具体的な課題の解決に向けて取組を進める上で、一つの方向性を示す「羅針盤」としての役割を果たせるものとする。
- ・ 「市民自治」の確立に向けて、自治基本条例が市民や議会、市長等の各主体の意識の向上を促し、各主体のより良い関係を築くことによって、本市の「自治」が変わることを期待する。
- ・ 市民にとって分かりやすく、説得力のある条例とし、市民の関心を高められるものとする。
- ・ 「オリジナルな条例」、「新しいスタンダードとなる条例」を目指す。

### （４）条例の名称

- ・ 条例の名称については、第16回検討委員会（平成23年3月3日開催）において検討し、「市民が自治の主体であることを明確にしたい」などの理由から、現時点では「市民自治基本条例」がふさわしいと考えています。
- ・ しかしながら、条例の名称については重要な検討課題であり、多くの方々からご意見を聴きながら、さらに議論していきます。

(5) 条例案骨子（中間報告）の構成図（イメージ）



## 2. 条例案骨子、考え方・解説など

### (1) 総論

#### ① 自治基本条例の目的

##### 【条例案骨子】

##### ● (目的)

- ・ この条例は、自治を担う市民、議会、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）の主体的な取組を促し、市民自治の確立を図り、もって市民が幸せを実感し、誇りを持てる都市を実現することを目的とする。
- ・ そのために、市（さいたま市をいう。以下同じ。）の自治の基本理念を明示し、市民の権利及び責務、議会、市長等の役割及び責務、まちづくり（市政運営を含む。）の基本的事項等を定める。

##### 【考え方・解説】

ア 平成12年4月の「地方分権一括法」施行以来、地方自治体は国と対等な立場で、積極的に地域や市の課題に取り組めるようになりました。

イ この間、市においても少子高齢化の急速な進行による人口構造の変化、地域社会等への無関心層の増加など、地域や市を取り巻く状況は激変しています。

ウ また、人口構造の変化や、長引く経済の落ち込みにより財政の面でも厳しい状況が続くと見込まれます。

エ さらに市民の価値観、ライフスタイル、市民ニーズの多様化が進んでいます。

オ 市政は、住民が信託した議会と市長が、責任を持ってそれぞれの役割を果たしていくという二元代表制が基本です。しかし、上述したような状況においては、地域や市の実情に合わせた課題解決の仕組みの構築が求められ、地域や市の課題を解決し、市民福祉の向上と市の健全な発展のためには、議会や市長等が市民の声をしっかりと受けとめるとともに、市民の責任を持った主体的な取組が求められています。

カ 市では、これまで地域活動の多くを担ってきた自治会のほかにも、NPOなどの市民活動団体、公益法人、事業者などが積極的な公益活動を展開してきましたが、今後は、二元代表制を基本として、より多くの市民の参加のもと、市民や地域の力だけでは解決出来ない問題を議会及び市長等が対応し、または協働によって解決を図っていくという補完性の原理に基づき、自治のあり方を皆で考え、行動していくことが重要です。

キ さいたま市の自治基本条例は、「市民が幸せを実感し、誇りを持てるさいたま市」の実現を目指し、その拠り所となる考え方や基本的なルールを自治を担う市民、議会、市長等が共有し、「課題解決の羅針盤」として、地域や市の課題解決に向けて主体的な行動を促すための一つの方向性を明示するものです。



## ② 自治の基本理念

### 【条例案骨子】

#### ● (自治の基本理念)

市民、議会、市長等は以下に掲げることを自治の基本理念として、市民自治の確立を目指すものとする。

- (1) まちづくり（豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動をいう。以下同じ。）は、市民が責任を持って主体的に地域や市の課題解決に取り組むことを基本とする。
- (2) 住民の信託を受けた議会及び市長等は、それぞれの役割や責務を果たしながら、市民のための市政運営を行う。
- (3) 市は、国や県と対等な立場に立って協力関係を築くとともに、自律的な市政運営の実現を目指す。

### 【考え方・解説】

#### (1)

ア 山積する地域や市の課題を解決し、市民福祉の向上と市の健全な発展を目指すためには、市民の責任を持った主体的な取組が求められます。

イ 「まちづくり」の定義の中の「暮らしやすい」には、「住みやすい」のほか、「市民活動や事業活動など様々な活動がしやすい」という意味も含んでいます。

#### (2)

ア 住民は、地域社会における自治の一部を議会と市長等に信託しています。

イ 住民は、市政の意志決定と執行のすべてを議会と市長等に委ねているわけではなく、市民福祉の向上及び市の健全な発展のためには、市民が市政に主体的に関わることが必要です。

ウ 市民、議会、市長等の良好な関係が市民自治の基軸となります。そのため、議会や市長等は、住民の信託を受けた重責を自覚し、市民の意見を聴き、または市民との協働を通して地域や市の課題解決を図り、市民のための市政という共通の目的に向かって相互に連携し、各々の職責を果たすことが重要です。

#### (3)

市民自治を進めるためには、議会や市長等は、市民のための市政を運営することが重要であり、国等と対等な立場で自律的な市政運営が出来るよう団体自治の確立を目指す必要があります。また、広域的な課題等、市だけで解決が難しい課題もあり、国や県とは様々な課題の解決に向けて明確な役割分担のもと、協力、連携して取り組むことが必要です。

### ③ 用語の定義

#### 【条例案骨子】

##### ● (市民とは)

「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体をいう。

##### ● (市民自治とは)

「市民自治」とは、市民が主体となって地域や市の課題の解決に取り組むなど、市民が自ら行うことを基本として、住民から信託を受けた議会及び市長等も、ともに市民のためのまちづくりを進めることをいう。

##### ● (協働とは)

「協働」とは、市民、議会、市長等が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいう。

##### ● (市民参加とは)

「市民参加」とは、市政やまちづくりに市民が主体的に関わることをいう。

#### 【考え方・解説】

##### (市民とは)

ア 市政やまちづくりに関して、納税者でもある住民が最も重要な存在ですが、本市には、住んでいないが公益的活動や事業活動など様々な活動をしている人や団体も多く、市の健全な発展のためには、住民だけに限定するのではなく、より多くの人や団体が市政やまちづくりに参加していくことが必要と考えます。

イ 住民以外では、例えば、市を訪れる者なども考えられますが、「権利」を行使し、「責務」を果たすべき自治の主体として、条例に明確に位置付けるのは困難と考え、この条例における「市民」には、住民、通勤・通学者、公益的活動や事業活動その他様々な活動を行う者（団体）としています。

##### (市民自治とは)

ア 市民自治とは、市民自ら治めることであり、市民が主体的に考え、行動して、地域や市の課題を解決し、市民本位のまちづくりを進めることが基本です。

イ また、住民から信託を受けた議会、市長等も市民自治の担い手として、市民とともに考え、ともに行動して、市民のためのまちづくりを推進していく「協治」という考え方が重要です。

##### (協働とは)

目指すべき協働のあり方とは、市民、議会、市長等の各主体が目的を共有し、対等な立場で、連携を図りながら目的の達成に向けて事業に取り組むことであり、その意義は、得意分野を生かし合い、または弱点を補い合い、その相乗効果により、より良い効果を生み出すことにあります。

##### (市民参加とは)

「市民参加」とは、市政やまちづくりに市民が主体的に関わることを言い、市政への参加に関しては、意見を言うこと、審議会等の委員となること、市長等とともに活動を行うことなどが該当します。なお、市の意思決定や判断に関しては、二元代表制に基づき議会と市長が責任を持って行うことが基本です。

#### 【検討課題】

- ・ 自治の主体としての「市民」の範囲について、考え方をより整理する必要がある。

#### ④ 条例の位置付け

##### 【条例案骨子】

##### ●（自治基本条例の遵守）

この条例は、市民自治の推進に当たり、その理念や基本的なルールを明らかにし、地域や市の課題の解決に際して、最も大切な規範として運用するものであり、市民、議会、市長等は、誠実にこれを遵守しなければならない。

##### ●（他の条例等との関係）

議会及び市長等は、他の条例、規則、他の規程を制定、運用、改正、廃止するときは、原則として、この条例の規定との整合を図らなければならない。

##### ●（市の計画等との関係）

市長等が計画を策定等する場合、または事業を決定、実施等する場合も、同様とする。

##### 【考え方・解説】

ア 現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、自治基本条例も他の条例と同様、国の法令の範囲内において存在するものであることに留意する必要があります。

イ 本条例は、市民自治を推進するための理念や基本的なルールを定めるものです。したがって、条例同士は対等であるとはいうものの、市政全体を束ね、課題解決の羅針盤として市政全体の方向性を示すものとして、お互いの関係においては中心となるべき性格のものであり、市における条例や計画等は、原則として自治基本条例の趣旨に適合するように制定、策定、運用等される必要があります。

##### 【検討課題】

- ・ 既存の条例と自治基本条例との整合性が確保されているか、どの時点で確認し、対応していくか。

## (2) 市民の権利と責務

### ① 市民の権利

#### 【条例案骨子】

#### ● (市民の権利)

- ・ 市民は、安全で安心な環境の中で暮らし、活動する権利を有する。
- ・ 市民は、市民自治を担う主体として尊重されるとともに、次に掲げる権利を有する。
  - (1) 市政に関する情報を議会及び市長等と共有すること。
  - (2) 政策の立案、実施及び評価の過程に関わること。
  - (3) まちづくりの成果を享受すること。

#### 【考え方・解説】

ア 日本国憲法や、地方自治法などで認められた権利を踏まえ、ここでは市民自治を進める上で重要な権利を掲げたものです。

イ 市民自治を進める上で、「すべての市民が安全で安心な環境の中で暮らし、活動できること」が大前提となります。

ウ また、(1)～(3)に掲げる権利の保障の前提として、「市民自治を担う主体として尊重される」という包括的な権利を定めるものです。

- (1) 市民が地域や市の課題に対して主体的に取り組むため、または市政に関わっていくためには、議会や市長等が持っている市政に関する情報を共有できるようにすることが必要です。
- (2) 地域や市の課題を解決し、市民福祉の向上と市の健全な発展を図るためには、市民が市政に様々な形で関わっていくことができるようにすることが重要です。
- (3) 市民は、まちづくりへの参加に努める責務がある一方で、その結果発生した利益を享受することができます。

エ ただし、これらの権利は無条件に行使できるものではなく、公共の福祉に反しない(権利として保護すべき利益と社会全体の利益とを比較衡量し、後者が優先される必要性が認められない場合)限り認められるなどの制約があることは当然です。

オ また、(1)及び(2)の権利は、議会や市長等が定める具体的な制度や手続などによって、保障されていくものです。

## ② 市民の責務

### 【条例案骨子】

#### ● (市民の責務)

- ・ 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。
- ・ 市民は、市政及びまちづくりへの参加に当たり、法令等を遵守するとともに、自らの発言や行動に責任を持つよう努めるものとする。
- ・ 市民は、互いの発言や行動を認め合いながら、互いに助け合い、まちづくりに努めるものとする。
- ・ 市民は、公共サービスの享受に当たり、応分の負担を負うものとする。

#### ● (事業者の責務)

事業者は、事業活動等を行うに当たり、公共的な視野に基づいて、自然環境や生活環境などに配慮し、地域と調和した活動を行うものとする。

### 【考え方・解説】

#### (市民の責務)

- ア 地域や市の課題を解決し、市民福祉の向上と市の健全な発展を図るためには、市民が責任を持って主体的に取り組むことが重要であり、市政やまちづくりへの参加に努めることが求められます。
- イ その際は、法令等を遵守することはもとより、自らの発言や行動に責任を持つこと、市民同士がお互いに尊重し合い、助け合う気持ちを持つことが大切です。
- ウ 税金などを市民が負担し合うことによって行政サービスをはじめとする公共サービス（市民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的なニーズを満たすことを目的とするサービス。）が成り立っていることを、市民、議会、市長等は認識しなければなりません。市民には、公共サービスの享受に当たっては、公平性、公正性の観点から応分の負担をする義務があります。

#### (事業者の責務)

- ア 企業など事業者は、その利潤追求的性質から、地域とは無関係に、地域に多大な影響を及ぼす活動を行うことがあるため、特に責務を規定する必要があると考えます。
- イ 事業活動が市民の健康や生活に与える影響を考慮して、事業者は、事業活動等を行うに当たっては、自然環境や生活環境などへの配慮に努める必要があります。
- ウ 事業者もまちづくりの担い手であるという社会的な役割を自覚し、市民、議会、市長等と協力しながら、地域との調和を図るよう努める必要があります。

### ③ 自治の担い手としての人づくり

#### 【条例案骨子】

#### ●（市民自治の担い手としての人づくり）

- ・ 市民、議会、市長等は、市民自治を推進するため、市民自治の担い手として市民が成長できる環境を積極的に整備するよう努めるものとする。
- ・ 市民、議会、市長等は、次代の社会を担う子ども及び青少年に対し、市民自治の担い手としての能力が育っていくように積極的に支援を行うよう努めるものとする。

#### 【考え方・解説】

ア 市民自治を推進するためには、それを担う人づくりが必須であり、そのためには、市民の誰もが市民自治の担い手として成長できるような環境（場所、機会、仕組みなど）づくりから行う必要があります。

イ 人づくりという観点からは、特に子どもや青少年に対する環境整備が重要であり、それは、教育だけではありません。子どもや青少年も市民自治を担う能力を有しており、市民、議会、市長等は、その能力が育っていくよう、様々な形で支援をしていくことが大切です。

### (3) 議会・議員の役割と責務

#### ① 議会の役割・責務

##### 【条例案骨子】

##### ● (議会の役割)

議会は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、市の意思を決定するとともに、市長等による事務の執行の監視機能、調査機能、政策形成機能、議決機関としての利害調整機能などを果たしていかなければならない。

##### ● (議会の責務)

- ・ 議会は、その役割を十分に果たし、かつ、市民自治を推進するため、市民の多様な幅広い意見を市政に反映させるよう努めるものとする。
- ・ その際、議会は、市民の市政に対する関心と参加意欲を高めるとともに、市民が議会を身近なものと感じられるよう努めながら、主に次に掲げる取組を推進するものとする。
  - (1) 議会の意思決定及びそこに至る過程についての情報などを市民に積極的かつ分かりやすく提供するとともに、すべての会議を原則として公開するなど、議会における透明性の確保を図ること。
  - (2) 議会の諸活動への市民参加を促進すること。

##### 【考え方・解説】

ア 既に制定されているさいたま市議会基本条例に、議会・議員の責務などについて規定があり、これを基本としましたが、市民自治を推進するため、特に市民と議会・議員との関係に重点を置いた内容を自治基本条例に規定すべきと考えます。

イ 議会は、二元代表制の下、市長と対等の立場にあります。議事機関として市の意思を決定する権能を有する議会は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、市民の広範な意見を把握し、市の政策に反映させることで、多様化する地域や市の諸課題を解決する使命を担うとともに、市長等の事務に対する監視機能、調査機能、政策形成機能などを最大限発揮する使命を担っています。

ウ このように議会は市民自治を推進する上で非常に重要な機関であり、市政に対する関心と参加意欲を高めるとともに、市民にとってより身近に感じられるような議会を目指し、市民の多様な幅広い意見を把握して、市政に反映させていくことが必要です。そのために議会は、次のことに努めることが求められます。

- ① 議会の意思決定過程における情報などを市民に積極的かつ分かりやすく提供するなど、議会における透明性の確保を図ること。
- ② 会期中、会期外にかかわらず、市民との対話など市民参加の取組を進めること。
- ③ その他、政策を立案し、形成する能力を高めるとともに、審議を活性化させることなど。

エ 議会の諸活動への市民参加の方法については、例えば次のような取組が考えられますが、市民の意見を聴いて一緒に考えるなど、市民とともに積極的につくりあげていくことが必要と考えます。

○議題について：議事テーマの事前公開

○会期中：請願・陳情の提案説明を可とする、市民の議論への参加・発言権の確保、議論と手続きのプロセスの透明化、公聴会、参考人、議事録公開、広報、報告（分かりやすい説明が

必要)

○会期外：報告（議案に対する賛否も含む・分かりやすい説明が必要）と意見交換会、政策・施策の  
監視・評価

オ また、さいたま市議会基本条例には、第5章に「市民の議会」が掲げられています。市民と議会の関わりを強め、深める方策は、同条例に規定されていますが、それを具体的にどのように実現していくかが重要です。



## ② 議員の役割・責務

### 【条例案骨子】

#### ●（議員の責務）

- ・ 議員は、住民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、議会の役割及び責務を果たすため、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- ・ 議員は、市民全体の福祉の向上を勘案して職務を遂行するため、市民との対話などを積極的に行い、市民の多様な幅広い意見の把握に努めなければならない。

### 【考え方・解説】

- ア 議員は、市民のための議員としての役割を果たすため、病気や多忙であるなど諸事情により意見や要望を発信することが難しい市民も含めて、多様な市民の意見を聴き、地域の実態を把握し、研鑽を重ね、目の前の問題を早急に解決するよう努めるとともに、中長期的な視点を持ち、市にとって適切な政策等を考え、市民とともにその実現に向けて尽力することが望まれます。
- イ また、日頃から市民の意見を集め、市民全体の福祉の向上を勘案し、市政全体の観点からの的確な判断をすることが重要です。
- ウ そのために、議員はまちづくりや市政についての自らの考えを明確にし、かつ、市民から広く意見を集め、市民自治の推進のために、政策立案能力の一層の向上に努めることが必要です。
- エ さいたま市議会基本条例に、議員の責務や活動について規定されていますが、その具体化に向けた仕組みを、議員と市民が協力してつくりあげていくことが大切と考えます。

## (4) 市長・職員の役割と責務

### ① 市長の役割・責務

#### 【条例案骨子】

#### ● (市長の役割・責務)

- ・ 市長は、市の代表者として、市民福祉の向上及び市の健全な発展のため、市民自治の推進を図り、公正かつ誠実に市政を運営する。
- ・ 市長は、開かれた市政運営を行うとともに、効率的かつ健全な財政運営を行わなければならない。
- ・ 市長は、市政におけるビジョン（将来の構想や展望）を明示し、リーダーシップを発揮して、その実現を図らなければならない。
- ・ 市長は、市政の各分野にまたがる課題の解決のため、関係部署や関係機関の相互の連携、調整を図り、総合的な取組の推進に努めなければならない。

#### 【考え方・解説】

- ア 市長は、住民の信託に基づいて市政を運営する市の代表です。現在でも市長への提案制度など市政への市民参加の取組が行われていますが、長期的な観点から市民自治が有効に機能し、発展していくためには、市民の意思を反映した市政運営をしっかりと行わなければなりません。
- イ そのための公正で透明性のある市民に開かれた市政運営、また、昨今の社会経済情勢及び今後の見通しを考えると、健全な財政運営は市民自治を推進するための基盤として、市長の重要な役割と考えます。
- ウ その役割を果たすため、市長には、市の代表として明確なビジョンを示し、その実現のためのリーダーシップの発揮が求められます。
- エ また、効果的、効率的な市政運営のため、各分野に渡る課題については総合的な取組が求められます。市長は行政組織のトップとして、積極的に関係部署や関係機関の連携、調整を図り、総合的な取組を推進することが必要です。

## ② 職員の役割・責務

### 【条例案骨子】

#### ●（職員の役割・責務）

- ・ 職員は、法令等を遵守するとともに、市政の運営に携わり、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- ・ 職員は、市民とともに市民自治を推進する立場であることを自覚し、市民自治へ積極的に参加するよう努めなければならない。
- ・ 職員は、市民の信頼と期待にこたえることができるよう、常に能力の向上に努めなければならない。

### 【考え方・解説】

- ア 職員は、議会や市長等を補助する者ですが、指示に従うだけでなく、市政の運営に携わり、市民自治を推進する立場であるという自覚を持って、職務を遂行することが必要です。この条例では、「市長等」を市長その他の執行機関と定義していますが、職員も市長等と一体のものとして、この条例に基づき、責任を持って職務に取り組まなければなりません。
- イ 行政機関は様々な公権力を持っており、職員は、自らの言動が市民にとっては市を代表しているものであることを十分に認識して、法令等を遵守し、全体の奉仕者として適正に事務を遂行するとともに、市民に誠実に対応しなければなりません。
- ウ また、職員は、市民自治の推進という観点からみれば、市民に対して全体的な視野から情報提供や助言を行う存在であると考えます。
- エ 職員には、病気や多忙であるなど諸事情により意見や要望を発信することが難しい市民もいることを視野に入れつつ、幅広く市民の意見や要望を汲み取り、それをいかに市政に反映させるか、創意工夫が求められます。また、そのために、職員が自ら市民との対話の場に参加するなど、市民自治への積極的参加が望まれます。
- オ 職員に求められる能力としては、職務を適正に遂行する能力のほか、地方分権時代における政策形成能力や法務能力、区や地域コミュニティの役割が重要となる中での市民の要望等に対して誠実に対応するコミュニケーション能力、市民自治を推進するためのコーディネート能力などが今後一層重要となると考えます。

## (5) 市政運営・まちづくり

### ① 市政運営の基本原則

#### 【条例案骨子】

#### ● (市政運営の基本原則)

- ・ 議会及び市長等は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、明確なコンセプト（骨格となる概念）を提示し、計画的な市政運営を行う。
- ・ 市政運営に際しては、以下を基本とする。
  - (1) 市政に関する情報の適切な管理、提供、共有に努め、公正性、透明性の確保を図る。
  - (2) 市民参加の機会を確保し、市民の意思の反映に努める。
  - (3) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、地域や市の課題を効果的に解決するため、協働の核となる人材の育成や発掘に努め、積極的に協働の推進を図る。
  - (4) 社会経済情勢の変化及び多様化する地域や市の課題に迅速かつ的確に対応するため、政策、制度、組織などについて不断の見直しを行うとともに、総合的な取組の推進に努める。

#### 【考え方・解説】

- ア 市政運営の大原則として、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、明確なコンセプトを示し、計画的に市政を運営しなければなりません。地方分権時代において都市間の競争が激しくなることが予想される中では、より積極的なコンセプトが望まれます。
- イ また、市政運営に関しては、市民の意思を反映することが大切であり、市政に関する情報を適正に管理、発信し、市民との共有に努め、公正性や透明性の向上を図るとともに、市政への市民参加を推進することが必要です。
- ウ 現在、市では多くの市民がまちづくりの活動を展開し、市長等への提案もなされていますが、その提案が政策等に結実するまでには十分に至っていないと考えます。
- エ そして、身近な地域の課題を発見し、これを解決していくためには、今後は、市民との協働が大切であり、「人づくり」の観点から自治会、NPO・ボランティアなど、協働の核となる組織や人材を十分に把握し、協働による取組を充実していくことが望まれます。
- オ また、社会経済情勢の変化、多様化する地域や市の課題及び市民ニーズに対して、効果的、効率的に対応できるよう、政策や制度、組織などを適宜見直し、必要に応じて変えていくこと、かつ、積極的に関係部署や関係機関の連携、調整を図り、総合的な取組を推進することが重要と考えます。

## ② 情報共有等

### 【条例案骨子】

#### ● (情報共有)

- ・ 市民、議会、市長等は、市民自治を進めるに当たり、まちづくりに関する情報を積極的に発信し合い、共有に努めるものとする。
- ・ 議会及び市長等は、この情報共有のための仕組みの充実に努めるものとする。

#### ● (情報公開の総合的な推進)

議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、説明責任を全うするため、情報提供及び情報開示による情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

- (1) 情報提供 議会及び市長等は、市政に関する正確な情報を、市民に分かりやすく、かつ、市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的に提供するよう努めるものとする。
- (2) 情報開示 議会及び市長等は、その保有する情報について市民から開示請求があったときは、さいたま市情報公開条例などの法令等に基づき、適正に対応しなければならない。

#### ● (個人情報の保護)

議会及び市長等は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いについて、さいたま市個人情報保護条例などの法令等に基づき、適正に行わなければならない。

### 【考え方・解説】

#### (情報共有)

ア 市民が市政に関心を持ち、市民自治に参加して活発な市民活動を推進していくためには、市民と議会・市長等、市民同士が生活や市民活動、まちづくりに関する情報を共有することが不可欠です。

イ そのためには、情報を共有するための場や機会等の仕組みの充実が望まれ、特に、市民同士の情報共有を推進していくためには、お互いに情報交換できる「場」が必要と考えます。

#### (情報公開の総合的な推進)

市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民と議会・市長等が情報を共有することによる市民の市政への参加の促進を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政の発展を目指すため、議会及び市長等には、情報公開を総合的に推進していくことが求められます。

#### (情報提供)

ア 「情報提供」とは、議会や市長等が、その保有する情報を情報開示請求によらず、自主的に外部に提供することを言います。議会や市長等は、市政に関する正確な情報を、市民に分かりやすく、かつ、市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的な提供に努めていくことが必要です。

イ 特に、自分の住んでいる地域のことのみならず、今、市がどのような状況に置かれており、問題点をどのように解決しようとしているのか、という情報の共有が重要であり、市の意思決定の過程を「見える化」し、会議の公開など様々な方法を活用して、政策形成過程における早い段階からの情報の提供が求められます。

(情報開示)

公正で透明な開かれた市政の発展を目指すため、議会及び市長等は、市民からの情報開示請求があったときには、さいたま市情報公開条例などの法令等に基づき、適正に対応しなければなりません。

(個人情報保護)

ア 議会及び市長等は、市民の権利利益を保護するため、個人情報の収集、管理、利用、提供などその取扱については、さいたま市個人情報保護条例などの法令等に基づき、適正に行わなければなりません。

イ 一方で、災害時の対応など公益上特に必要がある場合における、個人情報の外部への提供については、個人情報保護条例等の範囲内で、積極的な取組が望まれます。

### ③ 市政への市民参加

#### 【条例案骨子】

#### ● (市政への市民参加の促進)

- ・ 議会及び市長等は、市民の意見を反映した市政の実現のため、政策等の立案、実施及び評価の過程など市政への市民参加の促進に努め、市民参加により検討等を行った結果や市政への反映状況などを適宜公表するものとする。
- ・ 議会及び市長等は、多様な市民が市政に参加できるように、市民参加の制度や機会の充実に努めるとともに、市民参加に関する手続の簡素化に努めるものとする。

#### ● (審議会等への市民参加)

- ・ 市長等は、市の重要な政策等の検討を行う審議会等において、公募等の方法により多様な市民を委員に選任するなど、積極的に市民参加の取組を進めるものとする。

#### 【考え方・解説】

##### (市政への市民参加の促進)

ア 「市民参加」とは、市政やまちづくりに市民が主体的に関わることを言い、市政への参加に関しては、意見を言うこと、審議会等の委員となること、市長等とともに活動を行うことなどが該当します。なお、市の意思決定や判断に関しては、二元代表制に基づき議会と市長が責任を持って行うことが基本です。

イ 市では、これまでも、審議会等（市長の諮問に応じて審議、審査等を行うため、または市民、有識者等の意見を聴き、市政に反映させることを主な目的として設置する協議会、懇談会、懇話会、研究会等をいう。）やパブリックコメント、オープン議会などに多くの市民が参加しています。しかし、少子高齢化、財政危機、環境問題等、将来にも影響を与える問題が累積している中、今後は、地域や市の課題を解決し、市民福祉の向上及び市の健全な発展につなげていくためには、市民自治の確立が不可欠であり、より多くの市民が政策形成過程など市政に参加できるようにすることが求められます。

ウ そのために、議会や市長等には、市民参加の制度や機会の充実に努めていくことが求められます。市民の多くが参加の仕組みを知らないため、市民の力が発揮されておらず、参加の制度等を市民に分かりやすく構築し、発信していくことが大切です。

エ そして、市民参加により政策等の検討を行った結果について、また、それがどのように市政に反映され、活用されているのか、若しくはどのような理由で市政に反映できなかったのかななどを適宜公表し、それを受けて、市民、議会、市長等、皆で考えることが市民参加の継続性の向上、ひいては市民自治の確立につながるものと考えます。

オ さらに、市民が市政に参加しやすいような工夫が重要です。自由に気軽に参加できるような工夫に努めることが、市民参加の継続性につながります。

##### (審議会等への市民参加)

市の重要な政策等の検討を行う審議会等については、多様な市民の参加を促進するため、会議の開催日時や会場等の配慮や、委員の公募などを行うことが必要です。

## ④ 協働

### 【条例案骨子】

#### ●（協働の推進）

- ・ 市民と議会・市長等は、地域又は社会における共通の目的の実現並びに地域や市の課題の発見及び効果的な解決を図るため、次に掲げる原則に基づき、協働を推進するものとする。
  - (1) 目的及び目標を共有すること。
  - (2) 互いの立場や特性を尊重し、対等な立場で協力すること。
  - (3) それぞれの責任と役割を明確にすること。
  - (4) 公平性、公正性及び透明性を確保すること。
- ・ 市民と議会・市長等は、各々から協働の提案があった場合で、それが地域又は社会における共通の目的の実現及び地域や市の課題の解決に必要なと認められるときは、協働の実現に努めるものとする。
- ・ 議会及び市長等は、市民に対する協働に関する理解を深める機会の提供、市民の自発的な活動の支援、協働の場の設定その他の協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとする。

### 【考え方・解説】

- ア 「協働」とは、市民、議会、市長等が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことを言います。また、協働することで、新たな課題が見つかることがあり、その視点も大切と考えます。
- イ 効果的な市政運営のためには、市民と議会、または市民と市長等の積極的な協働が必要であり、互いの特性を發揮しながら連携して課題解決に当たる方が大きな効果を期待できる場合には、協働の推進が求められます。
- ウ 市民と議会の協働については、想像しにくいかもしれませんが、例えば、議会の委員会がある事項について調査研究を行う場合に、これに詳しい市民活動団体と協力して行うこと等が考えられます。
- エ 市民と議会、市民と市長等の協働は、身近な地域の課題の発見と解決を通して、市民自治を強化すると考えます。
- オ 協働の推進に当たっては、協働の当事者が、対等の立場に立って、相互理解と信頼関係を深め、共通の課題の解決に取り組む必要があります。市民の自主性と自立性が損なわれてはなりません。
- カ 市民、議会、市長等は、市民から、または議会や市長等による協働の提案があった場合で、それが地域や市の課題の解決などに必要と認められるときには、協働の実現に努めなければなりません。また、議会及び市長等には、市民からの協働提案に対して検討結果を回答するなど誠実な対応が求められます。
- キ 議会及び市長等は、協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとします。協働の推進を図るために、例えば次のような措置が必要と考えます。
- ・ 協働に関する理解を深める機会の提供
  - ・ 市民から提起される地域課題の解決を図るための協働プロジェクトチーム（市民、議員、職員などから選出）の設置
  - ・ 市民の自発的な活動の支援
  - ・ 民間組織相互の協働（民民協働）に必要な情報の収集・提供、相談・研修等の機会の確保
  - ・ 住民、市民活動団体、事業者、大学等が交流し、連携する機会の提供
  - ・ 協働の基準と手続の明確化及び協働の仕組みの開発
- ク 市民と議会・市長等には、協働の実践によって市民自治における各自のあり方を見直し、改善していくことが求められます。



## ⑤ 市民の意見等への対応義務

### 【条例案骨子】

#### ●（市民の意見等への対応義務）

- ・ 議会及び市長等は、市政に対する市民の意見、要望、提案等について誠実に受け止め、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するものについては、可能な限り、速やかに市政に反映させるものとする。
- ・ 議会及び市長等は、市政に対する市民の意見、要望、提案等に対しての対応方針または対応結果を、市民に速やかに回答し、説明責任を果たすものとする。
- ・ 議会及び市長等は、市民との情報共有のため、市政に対する市民の意見、要望、提案等及びこれらに対する対応方針または対応結果を、公表するよう努めるものとする。

### 【考え方・解説】

- ア 議会や市長等は、市民の「市の発展に寄与する」思いやアイデアを無駄にすることなく、誠実に受け止めることが大切です。
- イ 議会及び市長等は、市民の市政に対するどのような意見、要望、提案等に対しても、誠実に耳を傾け、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するもので、法律上、財政上、技術上などを踏まえて可能なものについては、速やかに市政に反映するよう努めなければなりません。
- ウ 議会及び市長等は、すぐに結論が出せない、実現が不可能といったことも含めて、意見等への対応方針や対応結果を速やかに、意見等を行った市民に回答することが求められます。
- エ なお、既に市として結論が出ている案件については、そのことについて丁寧に説明することになりますが、再検討を妨げるものではありません。
- オ また、市民の意見等については、窓口、電話、文書など様々な方法で膨大な数の意見が寄せられていると考えますが、市民との情報共有のため、実務上可能な限り、意見等の内容や対応について公表に努める必要があります。
- カ なお、市民自治の推進のためには、意見等を行う市民、それを受け止める議会や市長等の双方に責任を持った言動や対応が不可欠です。「住んでいる、または活動している市のために何が出来るかを積極的に考え、自ら行動する市民」が今後一層求められることになり、そのためには何をすべきか、市民、議会、市長等は考える必要があると考えます。

## ⑥ 住民投票

### 【条例案骨子】

#### ● (住民投票の実施)

- ・ 議会及び市長は、市政に関する重要な案件について、住民の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
- ・ 住民投票を実施する際は、議会及び市長は、住民の適切な判断が可能となるよう、必要な情報を公平、公正に、かつ、住民に分かりやすく提供するよう努めなければならない。

#### ● (住民投票の結果の尊重)

- ・ 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

### 【考え方・解説】

ア 住民は、市長と議員を選挙により選びますが、白紙委任をしているわけではありません。住民の生命や健康、環境・景観等を著しく害し、または財政的に将来にわたって大きな負担となるなど、住民の生活に大きな影響を与え、かつ、賛否が分かれる問題について、住民の意思を確認するためには、必ずしも選挙によらず、議会及び市長が住民投票を活用することも重要な選択肢の一つと考えます。

イ 住民投票は、争点に対する賛成または反対の意思を住民が直接示すことのできる方法ですが、一方で多数決ではなく様々な意見や主張を尊重して議論することも重要であるという考え方などもあり、（あくまでも二代表制による間接民主制を補完するものであることを踏まえ、）住民投票の実施に関しては、まず、その案件について慎重かつ十分な議論を尽くす必要があります。

ウ そして、住民投票を実施する際には、必要な情報を公平・公正に、かつ分かりやすく公表するなど、住民への十分な周知が重要です。

エ 議会及び市長は、住民投票の結果を最大限に尊重しつつ、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、自らの責任において判断しなければなりません。

### 【検討課題】

- ・ これまで、住民投票が必要ということまで検討してきたが、自治基本条例にどこまで具体的な内容を規定するか。（「別に定める」としている住民投票条例について、「常設型」、「非常設型」のどちらが望ましいか、また、住民投票における「住民」の定義について、どのようにするのが適切なのか（選挙権を持たない住民にも、請求権や投票権を認めるかどうか）など）

## ⑦ 総合振興計画

### 【条例案骨子】

#### ●（総合振興計画の策定等）

- ・ 市長は、市政の総合的かつ計画的な運営を行うため、総合振興計画を策定し、公表しなければならない。
- ・ 市長は、総合振興計画の策定に当たっては、積極的に市民の参加を求めなければならない。
- ・ 市長は、総合振興計画の実施状況を定期的に確認するとともに、公表しなければならない。
- ・ 市長は、社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に柔軟に対応するとともに、必要に応じて総合振興計画の見直しを行うものとする。

### 【考え方・解説】

ア 現在、市町村には、総合的な基本構想を議会で議決し、これに即して行政を運営するように、地方自治法で義務付けられています。

＜参考＞地方自治法

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

イ これに基づき、市では、将来都市像を掲げる「基本構想」を定めているほか、基本構想に基づき各行政分野の施策を総合的、体系的に示す「基本計画」、基本計画に基づき具体的な事業を示す「実施計画」を定めています。

ウ 一方、国では、地方分権を推進するため、法律による義務付けの見直しを進めており、基本構想の策定についてもその対象となっているため、義務付けが廃止された場合には、基本構想は策定しなくてもよいこととなります。

エ しかし、市民福祉の向上と市の健全な発展のためには、総合振興計画を策定し、計画的に市政を運営することの重要性に変わりはないと考え、この条例の中で、明確に位置付けることが必要と考えます。

オ 総合振興計画の策定に当たっては、その重要性から、多様な市民意見を反映し、市民の理解を得ることができるよう、策定過程への市民参加の促進、及び公表にも重点を置くべきであると考えます。

カ 策定後についても、総合振興計画が着実に実施されているか、その状況を定期的に確認し、市民に広く周知していくことが必要です。

キ ただし、近年の社会経済情勢の変化はめまぐるしく、総合振興計画と言えども、状況に応じた柔軟な対応、見直しが求められます。

## ⑧ 財政運営

### 【条例案骨子】

#### ● (健全な財政運営)

- ・ 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営、必要な財源の確保、市の財産の適切な管理及び効率的な運用に努めることにより、中長期的視野に立った財政の健全性の確保を図らなければならない。
- ・ 議会は、市の意思決定を行うに当たっては、中長期的視野に立った財政の健全性の確保を十分に考慮しなければならない。
- ・ 市長等は、透明性の確保及び財政状況に関する市民意識の向上を図るため、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。
- ・ 市民は、市の財政状況について、自らの、また、将来世代の生活に関わる問題として理解し、行動するよう努めるものとする。

### 【考え方・解説】

ア 長引く経済不況、少子高齢化の進行による人口構造の変化に伴い、行政需要の拡大や税収減など、市の財政は厳しい状況が続くと考えられます。

イ このような状況において、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、また将来世代に過大な負担を強いることのないようにするためには、健全財政の確保・維持が重要です。

ウ 地方自治体の財政運営については、地方財政法が定められており、地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを法律の目的としています。

エ 近年、一部の地方自治体の著しい財政悪化が明らかになったように、地方自治体には健全な財政を維持する経営能力が問われており、平成21年4月には、地方自治体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとるための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、健全化や再生が必要とされた地方自治体には計画策定の義務付けや国等の関与がなされることなどが規定されています。

オ 財政状況の公表については、地方自治法243条の3に規定されていますが、単に公表するだけでなく、市民に分かりやすく公表することが求められます。

＜参考＞地方自治法

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

カ 市の財政状況についての透明性の確保を徹底することにより、市民は財政状況のチェックができ、それが悪化するおそれがある場合には、より早い段階での対応が可能となると考えます。

キ また、市民にも、自らの社会的な行為が市の健全財政に結びつくことを意識するとともに、財政運営について中長期的な視点を持って考えることが求められます。

## ⑨ 監査

### 【条例案骨子】

#### ●（監査の実施及び運用）

- ・ 監査委員は、適正で、合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等について監査を行う。
- ・ 市長は、適正で、合理的かつ効果的な行政運営を確保するため、外部監査人による監査を実施しなければならない。
- ・ 監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければならない。
- ・ 議会及び市長等は、監査結果に基づき、市政運営の向上に努めなければならない。

### 【考え方・解説】

ア 監査については、地方自治法等で具体的に規定されていますが、この条例であらためて監査の制度を明記し、その重要性と適正な遂行を確認するものです。

イ 監査委員は、地方自治体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や、市長等の事務を監査するために設置される機関であり、行政サービスが適法であるか、能率良くなされているか、更に、不正がないかなど、幅広い観点から独立した立場で監査や検査を行い、市民に問題点、改善点等が分かりやすいようにその結果を公表しなければなりません。また、市長等は、監査結果を踏まえて検討し、必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

ウ 監査委員が行う監査等は、地方自治法等の規定により、定期的に行うものとして「定期監査」、「工事監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査」、「健全化判断比率等審査」があり、必要があると認めるときに行うものとして「行政監査」、「財政援助団体等監査」があります。また、市民からの請求に基づいて行われる「住民監査請求監査」などがあります。

エ また、外部監査制度についても、適正で、合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、監査委員による監査とは別に、地方自治法で定める「外部監査制度」を活用し、外部監査を実施することを確認的に規定するものです。

## ⑩ 行政評価

### 【条例案骨子】

#### ● (行政評価の実施)

市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うとともに、市政の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、行政評価を実施する。

#### ● (行政評価への市民参加)

市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民から意見を聴く、または市民による評価を実施するなど、市民参加の方法を取り入れるよう努めるものとする。

#### ● (評価結果の公表及び事業等への反映)

市長等は、行政評価の内容及び結果について、市民に対して分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果を事業等に反映させるよう努めるものとする。

### 【考え方・解説】

ア 「行政評価」とは、事業などの行政活動について、有効性、効率性等の観点から評価することを言います。

イ 長引く経済不況の中で、税収の増加は期待できず、一方で、少子高齢化の進行などもあって行政需要は増大し続けており、当分の間、厳しい財政運営が求められることが見込まれます。市民の生活も厳しさを増す中で、貴重な税金は適切に使われるべきと考えます。

ウ そこで、効果的、効率的な市政運営を実現するためには、市の事業等の妥当性や費用対効果等を検証し、評価する仕組みを設けることが不可欠です。

エ 現在、市では「1円たりとも税金を無駄にしない」ための取組を進めていますが、今後は、その取組をより一層推進していくことが求められます。

オ 税金がどれだけ有効に使われたかについては、市民の関心も高く、市長等は、積極的に、かつ市民に分かりやすく評価結果を公表するよう努める必要があります。

カ また、市民意見の反映や客観性の向上のため、市長等は、行政評価への市民や有識者など第三者の参加を積極的に推進するよう努めなければなりません。

キ 行政評価の結果により、費用対効果の低い事業等の見直しは必須です。中には、見直しによる影響を考慮すると直ちに評価結果を反映することが難しいものもあると考えますが、市長等は、その課題を解決し、市政に反映させるよう努めなくてはなりません。

ク また、市長等のみでの努力ではその目的を達成することができない事業等もあり、行政評価の結果を議会も市民も尊重し、皆で考えることが大切です。

ケ 職員は行政評価の重要性を理解するとともに、他の部署の評価結果も参考にするなど、常に事業等の見直しに努めるものとします。行政評価の結果を事業等に反映させ、その効果を検証・実践することが、職員の意識改革にもつながると考えます。

## ⑪ 組織、人員体制等

### 【条例案骨子】

#### ●（組織の整備等）

市長等は、市民の視点に立ち、次のことに留意して、組織の整備、職員の適正な配置、職員の育成に努めるものとする。

- （１）地域や市の課題に的確に対応できること。
- （２）市民が行政サービスを利用しやすいこと。
- （３）行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。
- （４）組織については、市民に分かりやすいこと。

#### ●（市政に参加しやすい組織風土の醸成）

議会及び市長等は、市民が市政に参加しやすい組織風土の醸成に努めるものとする。

### 【考え方・解説】

#### （組織の整備等）

ア 市役所（区役所等を含む。）の組織には、市民と直接接することが多い部署、企画や総務といった部署など、様々な部署がありますが、まず、共通して地域や市の課題に的確に対応できる組織の整備や職員の配置が求められます。

イ その上で、市民が行政サービスを利用しやすく、行政サービスを効果的かつ効率的に提供できるように組織が整備され、職員が適正に配置されていること、及び市民にとって分かりやすい組織であることが求められます。

ウ また、組織の整備や職員の適正な配置だけでなく、職員の育成についても組織的に取り組んでいくことが重要です。

エ なお、「市民が利用しやすい」こととは、市民が様々な行政サービスの担当課等に苦勞せずにアクセスし、不安なく行政サービスを受けられることを意味します。例えば、総合窓口（ワンストップサービス）等の設置や、市長等が対応できない場合でもどのようにすれば問題を解決できるかを相談に来た市民とともに考えてくれるような職員の配置など、様々な創意工夫が期待されます。

#### （市政に参加しやすい組織風土の醸成）

市民自治を推進していくために、市民が市政に参加しやすい組織風土（市民を積極的に受け入れていこうとする組織全体のあり方）を醸成することが必要です。

## ⑫ 市の発展のための法務

### 【条例案骨子】

#### ●（市の発展のための法務）

- ・ 議会及び市長等は、地域や市の課題解決のため、自らの責任において、法律、条例、規則など法令等の適正な解釈及び柔軟な運用を行うとともに、必要に応じて条例や規則等の制定、改正または廃止を行うものとする。

### 【考え方・解説】

- ア 地方分権時代において、地方自治体の自由度、裁量権が拡大している中、今後、法務をより一層活用していくことが必要です。
- イ 地域や市の課題解決のために、地域や市の実情に即した法律、政令、条例、規則など法令等の適正な解釈や柔軟な運用を検討するとともに、法令等を市民福祉の向上と市の健全な発展のための手段として捉え、積極的に活用していくことが大切であると考えます。
- ウ また、地域や市の課題解決のために条例や規則等の制定を積極的に検討するとともに、既存の条例や規則等についても適宜改正または廃止を検討し、必要に応じて、これらを行っていくことが求められます。
- エ その際、現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、市の条例は、国の法令の範囲内において存在するものであることが前提となります。
- オ また、市民自治を推進し、市民の意思を尊重した市民のための市政を運営するため、議会や市長等は、地域や市の課題解決の方策について市民の意見等を聴いて検討し、法令等の適切な解釈、運用を行うとともに、適宜、条例や規則等の制定、改正、廃止を行うことが求められます。
- カ さらに、市民の暮らし等に大きく影響を及ぼすような条例の制定、改正、廃止に当たっては、市民参加の方法を活用することが必要です。



## ⑬ 危機管理

### 【条例案骨子】

#### ● (危機管理)

- ・ 議会及び市長等は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす、またはそのおそれのある災害、事件、事故など緊急の事態をいう。以下同じ。）に対する市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全を守ることを目的として、次に掲げることに努めなければならない。
  - (1) 「自助」、「共助」、「公助」の考え方及び危機管理対策について市民へ周知及び啓発を行うこと。
  - (2) 市民や関係機関と危機管理に関して積極的に協議し、または相互に協力し、適切な対応を準備すること。
  - (3) 危機発生の予測・予知、被害の未然防止・回避・軽減、危機の再発防止を図ること。
  - (4) 被害者の救済など危機の收拾を図ること。
- ・ 市長等は、危機発生時には、その情報を速やかに収集、発信し、市民及び地域とともに迅速かつ効果的な対応を図らなければならない。

### 【考え方・解説】

- ア 「危機」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす、またはそのおそれのある災害、テロ、感染症、環境汚染などの緊急の事態を意味します。
- イ 危機の発生時に市民の安心・安全を確保することは、市における最重要課題です。
- ウ 市民、議会、市長等は、危機の予防及び危機への備えを十分にを行い、危機発生時には被害の軽減及び被害者の救済や被害の回復など事態の收拾、再発防止に努める必要があります。
- エ 危機への対応に関しては、市長等の努力だけでは限界があり、様々な危機が想定される中で、市民や関係機関と協議し、連携していくことが必須です。「さいたま市危機管理指針」においても、「市は、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機に関する対策を総合的に推進する責務を有する。」とされています。
- オ 特に、危機への対応に関しては「自助・共助・公助」の考え方が大切です。
  - (1) まず、市民は「自分の身は自分で守る」といった「自助」の精神に立って、防災など危機に対する正しい知識と危機意識を持ち、危機に備えることが必要です。
  - (2) 次に、地域による危機対応力の向上を図るために、「自分たちのまちは自分たちで守る」という、相互扶助や連帯の発想、つまり「共助」の精神の醸成が必要です。地域の日常的なコミュニケーションが災害等の対策の基本であり、また、地域における事前の準備として、近隣住民の状況の把握や防災訓練、防災ボランティアコーディネーターの育成などが求められます。
  - (3) そして、議会や市長等は、市民による「自助」、地域による「共助」の活動を推進するための支援と危機管理体制の強化（公助）に努めなければなりません。危機管理に関しては、危機発生時の対応計画の策定と組織横断的な体制の整備（見直しを含む。）及びその情報の公開、危機発生時の想定に基づくハザードマップ（災害予測図）をはじめとする地域情報など必要な情報の提供、市民との情報共有などが必要です。
- カ また、危機発生時には、迅速かつ的確な対応を図るため、市長をトップとする指揮命令系統のもと、市民や地域に協力を求めながら、連携していくことが重要と考えます。

## ⑭ 国や他の地方自治体等との関係

### 【条例案骨子】

#### ● (国、埼玉県と市の関係)

議会及び市長等は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、国及び埼玉県と対等で協力的な関係を築き、相互に連携して市のまちづくりを推進するとともに、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある国及び埼玉県の政策等に対し、市民の意思を尊重し、必要に応じて意見等を行うよう努めるものとする。

#### ● (他の地方自治体と市の関係)

議会及び市長等は、市が関わる他の地方自治体と積極的に連携を進め、競い合い、助け合い、共に発展していくことに努めるものとする。

#### ● (諸外国と市の関係)

議会及び市長等は、国際交流及び国際協力を推進し、相互理解を深めるとともに、これらを通じて得られた知見を、市のまちづくりに反映するよう努めるものとする。

### 【考え方・解説】

(国、埼玉県と市の関係) (他の地方自治体と市の関係)

ア 地方分権が進む中、市では、自己決定・自己責任の原則のもと、市民のためのまちづくりを行わなければなりません。

イ しかし、環境問題や災害対策など、市だけでは解決できない課題も多く、国、埼玉県、近隣自治体や友好都市、また他の政令指定都市など他の地方自治体と連携した取組が求められています。

ウ その際は、国がやるべきことや、地方自治体にしかできないこと等があり、協力関係を築き、対等な立場で、各々の役割分担を明確にすること、また、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある国や埼玉県の政策や施策等に対して、市民の意思を尊重し、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、意見、要望、提案していくことが重要です。

エ 特に、他の地方自治体との関係においては、人材、権限、財政力など政令指定都市としての潜在能力を積極的に活用して、先駆的な取組を推進し、リーダーシップを発揮することが、市に関係する他の地方自治体を含めた全体的な発展を促し、ひいては市民福祉の向上と市の健全な発展につながるものと考えます。(この中でも、県内唯一の政令指定都市として、特に近隣自治体に与える影響は大きいことが想定され、中心的役割を担っていくことが重要と考えます。)

(諸外国と市の関係)

オ 国際関係については、社会の様々な面でグローバル化が進展する中、姉妹・友好都市をはじめとする国際交流を図るとともに、さらに都市が抱える諸問題の解決に向けて相互に協力していくことが必要です。そして、その中で得られた知見を、市のまちづくりに反映していくことが、市民福祉の向上と市の健全な発展につながるものと考えます。

カ また、特に市は国際会議観光都市として国から認定を受けていますので、この役割を果たすため、積極的に国際会議等の誘致を図るなど、国際交流を推進していくことが必要です。

## (6) 地域コミュニティ・区

### ① 身近なコミュニティ

#### 【条例案骨子】

#### ● (地域コミュニティ)

- ・ 市民は、暮らしやすい地域社会を形成するために、地域コミュニティ（身近な生活の場となる地域を構成する住民の集合体をいう。）を基盤とする自治会等の活動を通じて、地域の身近な課題の解決に積極的に協力して取り組むよう努めるものとする。
- ・ 自治会等、市民活動団体、事業者など地域において活動する主体は、地域の身近な課題の解決に向けて、それぞれの自主性に基づき、相互に連携するよう努めるものとする。
- ・ 市長等は、地域において活動する主体の自主性及び自律性に配慮しながら、その活動及び相互の連携に対して、必要な支援を行うものとする。

#### 【考え方・解説】

- ア 個人や家族で解決できることは個人や家族で解決する、個人や家族で解決できないときは地域が解決する、それで解決できないときに市町村で解決する、それが難しいときは都道府県で、それでも解決できないときに国が解決するという「補完性の原理」を基本的な考え方とします。
- イ 地域コミュニティを基盤とする自治会、自主防犯組織、PTA等の組織は市民自治を進める上で最も重要な主体です。
- ウ 市民は自治会等の活動を通じて、地域における課題解決に協力して取り組むよう努めることが必要です。
- エ また、地域課題に取り組んでいくためには、自治会等が単独で取り組むだけではなく、その地域に関係する市民活動団体や事業者など他の主体の協力が必要と考えます。
- オ 市長等には、地域において活動する主体が地域の身近な課題解決のために行う活動に対して、情報や活動の場の提供、人材や資金の提供、各主体の連携や地域内外にわたる活動の調整等、活動の円滑化等に必要な支援を行うことが求められます。
- カ また、市長等がこれらの支援を行う際には、各主体の自主性及び自律性に配慮することが必要です。

## ② 区のあり方

### 【条例案骨子】

- (区役所の役割・責務)
  - ・ 区役所は、区民の生活に密着した行政サービスを効果的、効率的かつ総合的に行うよう努めるものとする。
  - ・ 区役所は、地域の問題を受け止める身近な窓口として、また、区民（区内に住所を有する者、区内で働く者、区内で学ぶ者、区内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体をいう。以下同じ。）による地域のまちづくりの調整・まとめ役として機能し、地域の問題について区民とともに、また、本庁組織と連携して解決を図るなどして、地域の特色を生かした個性あるまちづくりを推進する。
  - ・ そのために、区民の生活に関わる様々な情報の収集及び発信を進め、区民の区政への参加及び協働を促し、区民の様々な活動の支援を通して、区民の主体的なまちづくりの推進に努めるものとする。
- (区長の役割・責務)
  - ・ 区長は、その権限と責任のもと、市政及び区政の方針に基づき、中長期的な視点に立って、リーダーシップを発揮しながら、公正、公平、かつ迅速に、区民のための区政を行うものとする。
- (区民会議)
  - ・ 区民が主体となって区のまちづくりの課題について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民会議を設置する。
  - ・ 区民会議は、区内に住所を有する者または区内で活動する多様な主体の代表等で構成する。また、区役所職員が参加し、必要に応じて行政の立場からの助言等を行う。
  - ・ 市長及び区長は、区のまちづくりの推進のために、区民会議の提言を尊重するものとする。

### 【考え方・解説】

- ア 地方分権が進み、また市民のニーズも多様化する中で、より市民に近いところで市政を運営した方が効果的なまちづくりが実現できる時代となってきています。
- イ その意味で、今後、区役所の重要性は益々高まっていくことが予想され、その基本的な役割と責務、また、その責任者である区長の役割と責務を明確にすることが必要と考えます。
- ウ そして、区役所や区長がその役割を十分に果たすことができるよう、市長は、状況に応じて区役所への業務の移管や予算、組織・人員面での対応などを行っていくことが大切です。
- エ 区役所の役割・責務については、「区役所のあり方に関する検討報告書」（平成22年12月／さいたま市区役所のあり方検討委員会）を参考にしましたが、特に、地域の問題を総合的に受け止め、区民とともに解決を図り、区民主体のまちづくりを通じて、地域の個性を生かした特色ある魅力的な区の実現につなげていくことが重要と考えます。
- オ 中でも、区民主体のまちづくりに関しては、各区役所は人口や面積などの面において、市民参加、協働の取組が進められやすいという強みを生かし、区民による地域のまちづくりの調整・まとめ役として、区民の生活に関する総合的な相談窓口の設置、区民の地域活動に関する情報交換の場の設置、活動の機会や場の提供、活動資金の助成等、必要な支援を行うことが求められます。
- カ 区長は、区役所の責任者として、市長から付与された権限と責任を全うするため、中長期的な視

点に立ち、積極的に区民のための区政を推進することが求められます。

キ また、区長は、他の区役所や他の地方自治体（政令指定都市の区役所など）の取組を学び、区政に積極的に生かしていく努力も必要と考えます。

ク 区民会議については、「本市における今後の区民会議・コミュニティ会議のあり方について（答申）」（平成22年6月／さいたま市市民活動推進委員会）を参考にしましたが、市民自治のための重要な仕組みの一つであり、その基本的な役割、あり方をこの条例に位置付けることが必要で、その構成や具体的な運営等については、区の自主性に委ねることが大切と考えます。

ケ また、区民会議と区役所が一体となって区のまちづくりの課題の解決を図るため、区民会議には、区役所職員が参加し、必要に応じて、行政の立場から助言や提案をしていくことが望まれます。

## （７）条例の運用等

### ① 条例の運用（実効性の確保）

#### 【条例案骨子】

- （実効性の確保）
  - ・ 市長等は、市民自治の推進を図るため、この条例の啓発、運用状況の調査、実績の評価、必要な改善の検討等を市民参加により行う仕組みを設けるものとする。
  - ・ 議会及び市長等は、この条例について、市民の理解が進むよう、市民への啓発に努めるものとする。
- （条例の見直し）
  - ・ 議会及び市長等は、社会経済情勢、この条例の運用状況等を勘案し、適宜見直しを行うものとする。
  - ・ この条例の見直しの検討は、市民参加により行うものとする。

#### 【考え方・解説】

ア 自治基本条例がまちづくりの規範となる価値ある羅針盤になるには、条例制定後の運用が大きな課題となります。この条例が有名無実の規範にならないようにするためには、条例を生きたものにする努力とそれを支え発展させる仕組みが大切です。

イ その仕組みについては、例えば次のようなものが考えられますが、市民自治を推進するため、市民が参加するものであることが必要です。また、議会も何らかの形で関わっていくことが望ましいと考えます。

- ・ 運用（行動）計画の策定
- ・ 市民、議会、市長等から構成される運用等の委員会の設置
- ・ （上記委員会による）市民自治に関する白書（取組の事例集など）の発行
- ・ 定期的な見直しの検討の義務付け

ウ また、市民に対しては、この条例の理解が進むよう、第一に周知及び啓発の取組が必要と考えます。

エ この条例は、市における基本的な条例として安定性が求められる一方で、社会経済情勢、市民活動の状況、市民、議会、市長等の意識の変化に適合し、自治基本条例の実効性を確保するためには、適宜見直しを行い、条例の内容を充実していくことが必要と考えます。

#### 【検討課題】

- ・ 自治基本条例の運用、検証、見直しをどのように行っていくか。

### 3. 資料編

#### (1) さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱

平成22年1月29日告示第134号  
平成22年5月25日告示第685号（一部改正）

#### さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱

##### (設置)

第1条 市民自治の確立に向け、自治に関する基本的な理念、市政運営の基本的事項等を定める自治基本条例（以下「条例」という。）の検討等を行うため、さいたま市自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例に規定する事項、内容等の検討に関すること。
- (2) 条例の素案の作成に関すること。
- (3) 条例に係る広報及び啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例の検討等のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項の事務を遂行した結果を取りまとめ、市長に報告しなければならない。

3 委員会は、必要に応じ、第1項の事務に係る検討等の状況を市長に報告するものとする。

##### (組織等)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、前条第2項の規定による報告を行うまでとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

##### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ開催する。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

##### (会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、公開し

ないことができる。

(部会)

第7条 委員長は、特別の事項について検討等を行わせるため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうち委員長が指名した者（以下「部会員」という。）で組織する。

3 部会には、部会長を置くことができる。

4 部会長は、部会員の互選により定める。

5 第4条第2項及び前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第2項及び第5条中「委員長」とあるのは「部会長」と、前2条中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、政策局内に事務局を置く。

2 委員会の会議録は、事務局が作成する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



(2) さいたま市自治基本条例検討委員会委員名簿

(平成23年3月14日現在)

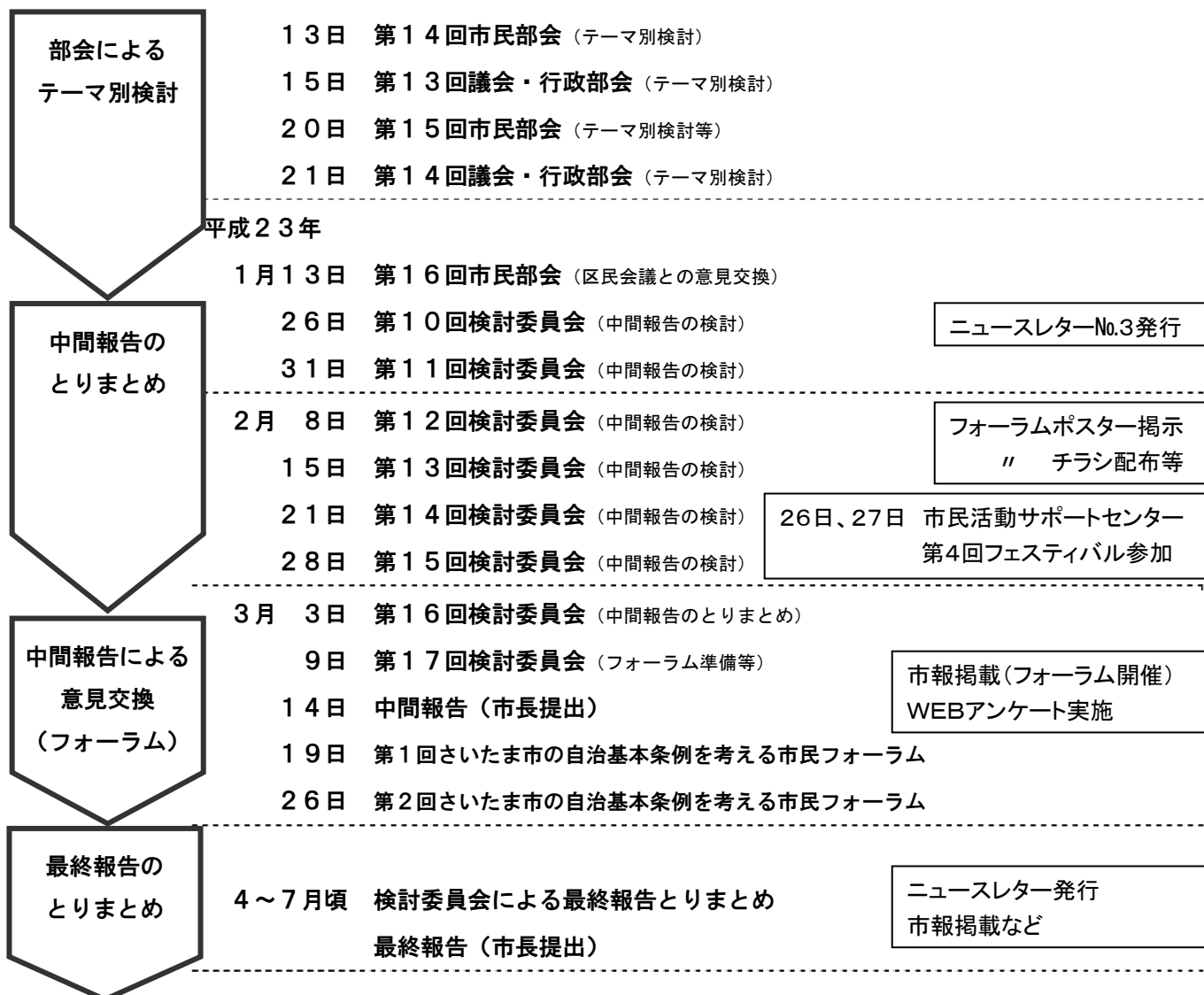
No.	区分	役職	部会※	氏名	団体・大学	備考	
1	公募による市民		議・行	歌川 光一			
2			市民	内田 智			
3		副委員長	議・行	遠藤佳菜恵			
4			市民	小野田晃夫			
5			市民	栗原 保			
				市民	小林 直太		H23. 1 辞任
6			議・行	高橋 直郁			
7			議・行	中田 了介			
8			市民	古屋さおり			
9			市民	細川 晴衣			
10			議・行	湯浅 慶			
11		議・行	渡邊 初江				
12	関係団体の代表者		市民	伊藤 巖	さいたま市自治会連合会 会長		
13		議会・行政部会 部会長	議・行	染谷 義一	さいたま商工会議所		
14		副委員長／ 市民部会部会長	市民	中津原 努	都市づくりNPOさいたま 副理事長		
			議・行	東 一邦	さいたまNPOセンター 理事	H22. 11 辞任	
15			議・行	堀越 栄子	さいたまNPOセンター 副代表理事	H22. 11 委嘱	
16	識見を有する者		市民	富沢 賢治	聖学院大学大学院 政治政策学研究科教授		
17		委員長	議・行	福島 康仁	日本大学法学部教授		
18			議・行	三宅 雄彦	埼玉大学経済学部教授		
19			市民	吉川はる奈	埼玉大学教育学部准教授		

※「議・行」は議会・行政部会、「市民」は市民部会

(3) さいたま市自治基本条例検討委員会の検討経過及び今後の予定

平成22年

自治基本条例の 学習と検討体制 の検討	4月27日	第1回検討委員会 (委員会の設置等)		市長 タウンミーティング (各区)
	5月15日	第2回検討委員会 (条例の学習、検討体制の検討等)	運営委員会設置	
	25日	第3回検討委員会 (グループ討論等)		
条例のコンセプト の検討と検討 テーマ(規定項目 候補)の検討	6月14日	第4回検討委員会 (グループ討論等)	広報チーム設置 市報掲載(意見募集)	
	28日	第5回検討委員会 (グループ討論等)		
	7月12日	第6回検討委員会 (グループ討論等)		
	26日	第7回検討委員会 (グループ討論等)		
部会による テーマ別検討	8月9日	第8回検討委員会 (条例のコンセプト等)	市報掲載(意見募集)	
	30日	第9回検討委員会 (条例のコンセプト、部会の設置等)		
	9月13日	第1回市民部会 (市民団体との意見交換)	ニュースレターNo.1発行	
		第1回議会・行政部会 (今後の進め方等)		
	27日	第2回市民部会 (市民団体との意見交換)		
		第2回議会・行政部会 (テーマ別検討)		
	10月4日	第3回市民部会 (今後の進め方等)		
		第3回議会・行政部会 (テーマ別検討)		
	12日	第4回議会・行政部会 (テーマ別検討等)		
	13日	第4回市民部会 (市民活動推進委員会との意見交換)		
	20日	第5回市民部会、第5回議会・行政部会 ※合同開催 (さいたま商工会議所青年部・埼玉中央青年会議所との意見交換)		
	25日	第6回市民部会 (テーマ別検討等)		
		第6回議会・行政部会 (テーマ別検討等)		
	11月2日	第7回市民部会 (テーマ別検討)	ニュースレターNo.2発行	
		第7回議会・行政部会 (テーマ別検討等)		
	9日	第8回議会・行政部会 (テーマ別検討)		
	12日	第8回市民部会 (テーマ別検討)		
	15日	第9回議会・行政部会 (議会との意見交換)		
18日	第9回市民部会 (テーマ別検討)			
22日	第10回市民部会、第10回議会・行政部会 ※合同開催 (市長との意見交換)			
29日	第11回市民部会 (テーマ別検討)			
	第11回議会・行政部会 (テーマ別検討)			
12月3日	第12回市民部会 (テーマ別検討)	市報掲載(意見募集)		
8日	第13回市民部会 (自治会連合会との意見交換)			
	第12回議会・行政部会 (テーマ別検討)			



【その後の予定】

平成23年8月~平成24年1月 市における条例案作成、パブリック・コメントなど  
平成24年2月 議会へ議案提出

＜参考＞市民部会、議会・行政部会の検討テーマ

1. 両部会の共通検討テーマ

- (1) 自治基本条例の目的・必要性
- (2) さいたま市のめざすまちの姿
- (3) 自治の基本理念
- (4) 自治の担い手 (用語の定義など)
- (5) 条例の位置付け
- (6) 国や他の地方自治体との関係・国際関係
- (7) 条例の運用 (実効性の確保)

2. 市民部会の検討テーマ

- (1) 市民の権利
- (2) 市民の責務

- (3) 自治の担い手としての人づくり（普及啓発、活動支援、教育など）
- (4) 情報共有
- (5) 参加
- (6) 協働
- (7) 住民投票
- (8) 区（区民会議・コミュニティ会議など）
- (9) 身近なコミュニティ（地域における問題解決、問題の集約、自治会の役割など）

### **3. 議会・行政部会の検討テーマ**

<議会> (1) 議会の役割・責務

(2) 議会運営（議会への市民参加含む）

(3) 議員の役割・責務（人づくり）

<行政> (1) 市長の役割・責務

(2) 行政運営の基本原則

(3) 情報提供

(4) 政策形成過程への参加

(5) 市職員の役割・責務（人づくり）

(6) 行財政運営（総合計画、財政運営、応答義務、行政手続、監査、政策法務、組織・人事、危機管理）

(7) 区政のあり方（区長・区役所）

#### (4) さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）

第9回検討委員会（平成22年8月30日）合意

##### 1. 自治基本条例制定により目指すもの

（目的）

- 「市民自治」の確立を図り、市民が誇りを持てる「さいたま市」をつくることを目的とする。

（期待する効果）

- さいたま市自治基本条例が「課題解決の羅針盤」として活用される。
- 「市民自治」の確立のために、市民、議会、行政など各主体の意識の向上を促し、より良い関係のもと、自治が変わることを期待する。

##### 2. そのために条例で何を定めるのか

- 地方分権時代における本市の位置付けを明確にするとともに、「市民自治」の基本を示し、市民と議会・行政の関係を定める。
- 自治の視点から区及びコミュニティの役割を明確に定めるものとする。
- 自治を担う人づくり（市民・議員・市長・市職員など）の視点を含めて定めるものとする。

##### 3. 制定に当たっての留意点（条例の性格）

- 市民のための自治を謳うものであることから、分かりやすく表現し、説得力のある、市民の関心を高めるものとする。
- 「オリジナルな条例」、「新しいスタンダードとなる条例」を目指す。

## (5) 市民や各団体等から寄せられた主な意見

市長が各区で行ったタウンミーティング、検討委員会が行った各種団体等との意見交換、その他メール等で寄せられた主な意見について、関連する中間報告のテーマ別に分類して紹介します。

### 「自治基本条例の目的」、「自治の基本理念」、その他自治基本条例全般

<市民>

- ・ まちづくりのいろいろな課題を支える条例にしてほしい。
- ・ 市政の推進のため、自治基本条例が必要ということは十分理解できる。
- ・ 住民と行政の関係を一步進める形の機会として、自治基本条例を歓迎したい。
- ・ 市民が理解できて、かつ実行できる内容の基本条例でないと、あまり意味がないと思う。
- ・ さいたま市の自治基本条例は斬新なもので、一步踏み込んで具体性のあるものにしてほしい。
- ・ 自治基本条例を含め、市長のビジョンや考えは共感でき、大いに期待したい。また、広く市民の方からの声を集めることは大変結構なことだと思う。
- ・ 自治基本条例というのは、市民が活動していく上で素晴らしい条例であると思う。
- ・ 他の自治体で定める条例のように市長・議会による二元代表制を形骸化させる恐れがある。
- ・ 市民参加の視点を重視し、情報公開、市民との協働のまちづくり、市民の権利保障を大切に、創造的、文化的で開かれた新しい自治の骨格となる条例を期待する。
- ・ 行政、議会、市民が三権分立になっていけるような形を創出できる条例にしてもらいたい。市民が参加できて、役割を持つ反面、市政に責任を持たなければいけないという体制づくりのもととなるような自治基本条例制定であれば、大いに期待したい。市民参加という項目は必須ではないか。
- ・ 市民自治を推進するのに大事な市民参画、協働、新しい公共、住民投票などについても、その理念とかルールを明確に明文化してほしい。
- ・ 若者が「与野っ子」を誇りに思い、地元を愛しながら生活しているのは、素晴らしいこと。若者ととともにまちを豊かにしていく活動を盛んに取り入れてほしい。
- ・ みんなで話し合っ、肩をたたき合っ、そして同じ目線で物を考えて、それで自分たちでできないことは、役所やコミュニティ会議に相談するのが良いと思う。
- ・ 男女共同参画という視点をこの条例に取り入れてほしい。
- ・ 市民に何を任せてやってもらいたいのかを明確にすべき。
- ・ 市民が主体的にまちづくりをすることが、市民の自治意識の醸成や市民活動の促進が図られることにつながる。
- ・ 個人や家庭でできないことは隣近所、NPO等で行い、それでもできないときにのみ行政が力を貸すという新しい公共の仕組みを多くの市民は気がついていないのが現状。
- ・ 行政は、新しい時代の行政の仕組みを推進していく上で、NPO等の力を大いに活用したら良い。
- ・ 市民活動やNPO活動、ボランティアの位置づけも明示してほしい。
- ・ 行政は民間にできない仕事を担うから行政であり、そういう部分が相当あることをしっかりと条例で示した上で、地域、市民、企業と一緒にやらなければいけない時代というような謳い方にしてほしい。それぞれの役割分担を明確にして、どのような形で担っていくか。かなり具体的に示していかないと、さいたま市らしさが出てこないと思う。

- ・ 官ですべきことは官でやらなければいけない。官のために民の活用が必要だとする見解は危険である。
- ・ 「地域主権」などという言葉に唆され、「住民」の定義を曖昧にし、役務（サービス）の受益者に過ぎない「広義の住民」、或いは無国籍の「市民」による「市民自治」に根拠を与える自治基本条例を制定すれば、日本の地方自治が変質し、ひいては国家が足下から崩壊する虞さえある。特定の主義主張を持つ団体、或いは外国籍の住民が自治に関与する危険をはらむ「自治基本条例」ならば、その制定は許されるものではない。

#### <市長>

- ・ これからの時代を考えると、高齢化、都市化とコミュニティの崩壊、財政状況の悪化といった問題が浮かぶ。私たちはもう一度、住民自治、市民が参画する自治のシステムをしっかりと構築する。そのためのルールをつくるのが非常に求められている。財政難を理由と思われても困るが、前提条件として避けて通れない。
- ・ 市民、事業者、行政、そしてもちろん議会それぞれがそれぞれの役割を担って、同じ視点、同じ目線で共に考える。それを実行する。この過程でそれぞれが参画して自治がなされることが正しい公共の一つの方向性だろう。

### 「条例の位置付け」

#### <市民>

- ・ 自治基本条例は市の憲法になるものとして期待する。
- ・ 条例は議会の承認が必要であり、また議会は既に議会基本条例を策定していることなどから、すり合わせなど慎重に進めてほしい。
- ・ 何も知らない人が、自治体の憲法あるいは最高規範というような言葉で説明を受けると、自治基本条例が法律よりも上位にあるのではないかと誤解する可能性がある。
- ・ 「最高法規」「自治体の憲法」と位置づけるこの条例は、現行の法体系を根底から破壊するものである。なぜなら、「市の最高法規」「市の憲法」などの用語は、国と地方自治体の位置づけ・役割を混乱させるだけである。
- ・ 自治体の最高規範は日本国憲法であり、「さいたま市の最高規範である自治基本条例を制定する」とは、論理矛盾であって、如何なる意味でこれを広報するのか理解に苦しむ。
- ・ 市の最高法規、市の憲法と位置づけるこの条例は、現行法体系を根底から破壊させる魂胆になると考える。

#### <議員>

- ・ 自治基本条例に対して議会基本条例は下位法だと考えている。
- ・ 議会基本条例の目的として、「市民福祉の向上」と「市の健全な発展」を掲げたが、自治基本条例においても基本的には目的は同じではないか。私たちも議会基本条例を基にそれを目指し、自治基本条例ができてくることによって行政または市民も同じ目線でそれを目指しながら、さいたま市の発展がもたらされるという部分では非常に期待ができる、また期待していきたい。

#### <市長>

- ・ 自治基本条例の中に議会基本条例が包含されると考えている。自治基本条例の中に当然、議会の役割、責務などが規定され、それをより細かく規定したのが議会基本条例だろう。

## 「市民の定義」、「市民の権利と責務」

### <市民>

- ・ 参政権や外国人について、基本的には、国の政治と地域の政治は違っていて、多文化共生のもと、どこでも隣に外国人が住んでいるので、あまり排他的にならず、外国人もこれから一緒に生きていくんだという視点で考えてほしい。
- ・ 「市民」は、しっかりと定義づけを行ってほしい。外国人労働者の中でも、日本は通過点と考えて、数年で去ってしまう人に対して、合理的な区別が必要ではないか。
- ・ 法人その他の団体について、自治に直接関与することは許すべきではない。意見・要望を聞くに止めるか、請願権に止めるべき。主権者でないものは除くべき。特定の利益を追求する団体、特定の思想信条を持つ団体が自治に介入する虞があり、このような危険は排除すべき。
- ・ 外国人や法人、任意団体などが参加するというと参政権との問題が出る。
- ・ カルト教集団などに、さいたま市民として権利を行使させるべきではない。
- ・ 外国人地方参政権に道を開くべきではない。
- ・ 市内に通勤する者、市内に通学する者を「市民」とみなす自治基本条例を見かけるが、請願権などを認めるに止め、自治に参加する主体としては認めるべきではない。
- ・ 「市民」の定義について、外国人や市内に通勤する者など住民以外の者に対して、住民と同一の権利を認めるべきではない。
- ・ 日本国籍のないものには請願権などを認めるにとどめるべき。
- ・ 社会制度についての知見がなく、結果責任を問えない子どもに対し、義務を負うことなくして権利を与えるべきではない。
- ・ 市民については権利を具体的に、責務を空疎で観念的に定めるのに対して、市長や議員については権限を定めずに役割と責務だけを定めている例がある。等しく、権利、役割、責務を定めるべきである。
- ・ 住環境の開発に対し市民の権利が保障されるべきではないか。
- ・ 子どもの成長権や発達権を盛りこんでほしい。
- ・ 未来のさいたま市を担う子供たちに意見を聴く必要がある。
- ・ 多様な環境の人が声を上げていけるようになれば良いと思う。
- ・ 市長や議員だけでなく市民にも責任をもってもらいたい。
- ・ 住民、地域企業、NPOなども含めて大きな意味で市民だと思うが、公共の担い手としてどのような役割と責任を担うのかということが一番ポイントになると思う。ただし、市民の権利は多く書けるが、市民の責任を具体的に表現するのは非常に難しい。
- ・ 市民の側にも提言の能力がないといけない。
- ・ 議会は勉強しているので、市民の努力も必要（議会中の傍聴への参加が少ない）。
- ・ 市民の権利主張がある中で、市民税、学校給食費等を納めないような市民もおり、信賞必罰、この点だけはきちんと対応してもらいたい。
- ・ 行政の無駄を批判するだけで、国民が行政に無駄なことをさせるように要望しているという自覚がない。
- ・ 市民が参加できて、役割を持つ反面、市政に責任を持たなければいけないという体制づくりのもととなるような自治基本条例制定であれば、大いに期待したい。（再掲）
- ・ 報道機関には、その公共性と社会的影響力から、一般の事業者とは異なる特別の役割・責任が



あり、市民自治が進むかどうか重要な鍵を握っていると思う。

- ・ 私達市民の力は、社会資源なので、生かしてほしい。
- ・ 自治の担い手として、市民、行政、議員各々が意識改革を進め、新しい役割を担う能力を身に付けることが必要。
- ・ 市民自治、市民力、地域力を大切にする新しい価値観を持った人材の発掘、育成が必要。
- ・ 市民が主体的にまちづくりすることが、市民の自治意識の醸成や市民活動の促進が図られることにつながる。
- ・ 市民も、これからの公助のあり方について考えていく学習の仕組みが必要。

<市長>

- ・ 「市民」は住民だけではなく事業者の方々、通学者も含めて、自治基本条例の中では一つの担い手として規定し、あるいは参画していただく必要がある。ただし、住民投票については、もう少し絞って規定することが必要だと思う。
- ・ 権利と義務、役割、責任は表裏一体である。これからの市民自治とは、この二つが表裏一体としてルール化されていくことが必要であり、そのために自治基本条例が必要と考える。

### 「議会・議員の役割と責務」

<市民>

- ・ 市政は、あくまでも市民の代表でありプロである市議会の議員が、きちんとプロの立場で市民の意見をきちんと議会に反映させ、投票率を上げたりとか議会の傍聴を増やしたりとか、あるいは議員との交流を増やしたりするべきであって、自治基本条例の制定により、市民の市政運営に対する意識が飛躍的に高まるとは考えていない。
- ・ ネット動画中継を各審議会等に取り入れて、市のホームページ等で常時視聴できないか。
- ・ 市民が市政に関わっていくため、例えば事業仕分けや審議会は土日祭日に行うなど市民が関心を持ち、傍聴しやすいよう考えるべき。また、移動市議会があっても良いのではないか。
- ・ 非常に厳しい財政の中、できれば市会議員を減らしてほしい。
- ・ 議員は選挙のときは顔が見えるが、後は全然見えない。無党派層の市民に対する活動をもう少ししてもらいたいと思う。

<議員>

- ・ 議会基本条例の第2条「議会の責務」には、「市民の意見の把握と調整」と「適切な選択」と規定している。あるいは、第3条「議員の責務」にも「市民の意見を的確に把握」し、また、「市民全体の利益を勘案」する視点を持つことを定めている。
- ・ 議会基本条例はつくったらそれで終わりということではない。これを踏まえてどのように議会改革をステップアップしていくのか、これからの大きな課題である。
- ・ 地方分権、地域主権の時代にしっかりとマッチした議員、議会になっていきたい。
- ・ 市民と議会はかけ離れた存在であってはいけない。いろいろな形で議会と市民が対話する機会を積極的につくり、私たちが市民に対してきちんと説明責任を果たしていかなければいけない。一方で、市民も情報が不足しているがゆえの議会に対する無理解の部分もあると思う。対話の中でお互いの認識のずれをできる限り一致させる努力が双方に必要だと思う。
- ・ 議会改革、議会の活性化のためには、「市民の感覚」が最重要であると考えている。我々がオープンに市民と語り合える、また共有できる機会をどこまでつくれるのか。しっかりと勉強して

深い議論、丁寧な分かりやすい説明ができる議員になれるか。まずそこが大事な課題であると考えている。

<市長>

- ・ 議会との関係については、二元代表制に基づき行政は執行機関、議会は立法機関である。議会は、市政の大きな方向性について議論する、あるいは議会は議会として市民の声をしっかり反映する役割があると思う。

### 「市長・職員の役割と責務」

<市民>

- ・ 市長の考えや市議会での議論の内容を知る機会が少ない現在の状態では、市民が市政にかかわっているという実感がわからない。一方通行の報告ではなく、双方向、参加型の市政となるよう、検討してほしい。
- ・ 行政改革と職員の意識改革をぜひ進めてもらいたい。
- ・ 市、区職員の知識の向上を図ってほしい。
- ・ 市職員の改革、意識の向上が必要。民間であれば社会の常識であるものが、市職員には欠けているのが一番問題。
- ・ 市職員の評価制度も民間に比べて甘い。民間の目線から評価を見直し、仕事もできていないのに出世だけしている人をリストラすることが絶対必要。
- ・ 市職員は、住民と親しく接することを避けているように見てとれる。お願いしても「決まりですからできない」などという対応が多く、住民の方ではなく、査定する人の方を向いているとしか思えない。しっかりとできる人を窓口に配属してほしい。
- ・ 職員は、逃げの姿勢ではなく、よく考えて対応して欲しい。
- ・ 職員が、こんな小さいことでも善意に誠意を持って市民に対応したら、こんな良い結果が出たという体験談を語れるような場をつくったらどうか。
- ・ 市民との協働ということに関して、何らかの手段を市民と一緒に考えていこうという職員の意識の向上が必要。
- ・ 専門職員の研修について、職員のディスカッションによって専門性を深めてほしい。

<団体>

- ・ まちづくり協議会で、市民と同じ目線で議論に参加して、リーダーシップを発揮し、広く意見を聴取し、決定事項をよりわかりやすく説明してほしい。
- ・ 現実には、担当者がころころ代わって、結局まちづくりが進まないことが多くある。
- ・ 市長や議員は、市民と対話する機会が多くあると思うが、職員がもっと市民と議論をできる場をつくってほしい。
- ・ 市民から提起される新たな政策課題を、施策につなぐ力を行政が持つことが課題と考える。
- ・ さいたま市になって行政が遠くなったと感じている。パンフレットを配るだけで、地域の社協や行政がサポートしてくれる市もある。地域と連携し、地元という愛着が持てるようにしていくこと、行政と市民がつながりを深め、連携していく仕組みが必要。

<議員>

- ・ 政令市に移行してから、職員の意識もかなり高まったという認識は持っている。

<市長>

- ・ 市長は、二元代表制における行政のトップであり、市民の直接選挙で選ばれた責任を持っているので、市民の声をしっかりと聞いて、市民生活の向上、市の発展に向けて全力を挙げて取り組むという役割を持っている。また、行政を行う上で、しっかりとビジョンを明示し、説明責任をしっかりと果たすという役割がある。
- ・ 職員は、方向性、ビジョン、あるいは議会からのいろいろな声をしっかりと受け止めて職務を遂行すべき。その際に市民と直接、対話をしながらサービスを提供する役割がある。そこで感じたことなどを含めて、その後の行政に反映していくこと、市民の視点をいつも忘れないことが必要。

## 「市政運営の基本原則」、「市民の意見等への対応」

### ＜市民＞

- ・ 行政の中で一番の弊害というのは、縦割り行政だと思っている。
- ・ 市民の意見をもっと簡略に行政に反映させてほしい。
- ・ 協議会等だけでなく、行政が開催曜日や時間の工夫をしながら少人数の市民懇談会等を数多く開催するなど、市民の声をいかに吸い上げられるかの検討は大切。
- ・ できないではなく、どうやったらできるかを検討できる行政であってほしい。
- ・ 行政は責任を持って冷静に判断し、必ずしも数が多いものが正しいのではないことを見極めてほしい。
- ・ 行政側は情報や環境の変化を無視しないでほしい。まちづくりについて、市民参画と活動促進の一端として役に立ちたい。
- ・ 自治基本条例も大事だが、市民の幸せのため、日常の行政運営もしっかり行ってほしい。
- ・ 行政側と市民側とが双方向性を持った行政運営が大切で、上意下達あるいは大衆迎合であってはいけないと思う。
- ・ 「利権に動かされないさいたま市」を願う。
- ・ 提出された意見に対して、必ず行政側の考え方や市政への反映状況を公表してもらいたい。

### ＜団体＞

- ・ 行政には、サービス業としての感覚が必要である。市場調査等を十分に行い、市場感覚を身につけ、無駄の排除、効率化を推進すべきである。収支バランスのとれた黒字経営が望ましい姿であり、消費者の動向、欲求に敏感になってほしい。

### ＜市長＞

- ・ 行政はあくまでも市民から税金をお預かりして、より効率的に効果的に運営をしていく機関であって、すべてを網羅する機関ではない。必要な権利を全うするためには、お互いが尊重し合い、お互いが助け合うというサブシステムを前提として持つ必要がある。

## 「情報共有等」、「市政への市民参加」、「協働」

### ＜市民＞

- ・ 市民の視点で市政を運営していくのは当然だが、下水道料金の値上げのように、事後承諾のような形で行われているのは、市民としてあまり気持ちの良いものではない。
- ・ 今の市政運営について、例えば学校警備員、敬老祝い金、岩槻区役所移転の問題があるが、政策的に内容は間違っていないと思うが、肝心の情報公開、市民参加の視点からすると、情報がな

く、唐突であり、結果として市民との絆を壊してしまっている。そういった意味で、手続を整理する、行政の進め方のあり方を議論することが必要と思う。

- ・ 個人情報保護が重視され、横のつながりを考えたときに、権利を主張する人が多く、例えば学校や地域において連携が全くとれていない。隣に誰が住んでいるか分からないような状況は問題があると思う。
- ・ どこに誰がいて、どんな活動をしているのか情報交換できる場が必要である。
- ・ 市民参加の視点を重視し、情報公開、市民との協働のまちづくり、市民の権利保障を大切に、創造的、文化的で開かれた新しい自治の骨格となる条例を期待する。（再掲）
- ・ 市民が参加できて、役割を持つ反面、市政に責任を持たなければいけないという体制づくりのもととなるような自治基本条例であれば、大いに期待したい。市民参加という項目は必須ではないか。（再掲）
- ・ 市民自治を推進するのに大事な市民参画、協働、新しい公共、住民投票などについても、その理念とかルールを明確に明文化してほしい。（再掲）
- ・ 市民参加の機会を増やす工夫を行ってほしい。
- ・ 市政運営のルールとして、タウンミーティング以外に年1、2回程度、市長や議員が参加して、市民と市政運営について集会を開くことなどが必要と思う。
- ・ 市が開催する会議等はほとんど平日開催なので、できるだけ日曜日や祭日に家族ぐるみで参加できるようにしてもらいたい。
- ・ 「しあわせを実感できるさいたま市づくり」のために、市民の声を市政に反映する仕組みづくりが一番大切。
- ・ さいたま市をどういう都市にしていきたいのか、行政と市民（納税義務を果たしている人は外国人でも意見を言う権利があると考え）皆で考え、確認をし、共有していくことが大切で、話し合いや決定の場に様々な価値観を持った人を入れ、多数決でなく皆にとっての最善策が選択されていくべきと思う。
- ・ 市民参画と明記されているが、どのような形で市民をうまく活動できるような形に取り込んでいくのか。変な方向に導かれてしまうのではという声もある。慎重に進め、皆が楽しめて、和気あいあいとできるような全国に誇れる市が出来たらよいと思う。
- ・ まちづくりというのは人づくりだと考える。地域の拠点ができても、人が集まって来ないようなものではもったいない。市民が自発的、積極的に集まり、意見交換や情報共有するような、市民参画の活動をますます発展していければよいと思う。
- ・ 各種の公募の委員について、「いくつまで兼任できる」とするのではなく、「兼任できない」という方向で検討してほしい。
- ・ 今後、税収は増えないのだから、どこを削るかという議論に市民の意志を聞く必要はない。
- ・ 市民が直接市政に参加するということは、民主主義としてはとても理想的に見えるが、いろいろな意見が集まり過ぎて、結局何も決まらないという危険性も少しある。
- ・ 市民との協働ということに関して、何らかの手段を市民と一緒に考えていこうという職員の意識の向上が必要。（再掲）
- ・ 公民館の講座などボランティア活動等のバックアップがほとんどない。時間を要するし、勉強等の費用も自腹である。例えば協働のあり方検討委員会をつくって考えてほしい。

#### <団体>

- ・ 子供、認知症などの高齢者を代弁する人（後見人）の参加も必要である。
- ・ 参加した人が緊張しないで話し合えるような、声の小さな人たちが意見を言えてそれが反映できるような、コミュニケーションの仕組みが必要。
- ・ 協働を推進するためには、職員の意識改革が必要である。
- ・ 協働を推進するためには、市民と行政を結ぶ中間支援が必要である。

#### <市長>

- ・ ボランティア、市や区の行政、あるいはいろいろな事業に参画したい市民が潜在的には多いと思う。そういった市民が参画しやすい仕組みをつくっていくことが必要だ。
- ・ 協働を浸透させるには、私自身のリーダーシップと、もう一つ、仕組みをつくらなければならない。
- ・ 行政サービスを維持していくためには、行政だけでは限界がある。行政の最大の役割はセーフティネットの整備である。その上で、市民、事業者の皆さんには、やれることをやってもらう。そのためには、行政側も市民と協働するというスタンスをまず持たなければならない。

### 「住民投票」

#### <市民>

- ・ 市民自治を推進するのに大事な市民参画、協働、新しい公共、住民投票などについても、その理念とかルールを明確に明文化してほしい。
- ・ 住民投票は直接民主制の制度であり、選挙で選ばれた市長あるいは議会の出した結論を否定するような場合も起こりかねないので、住民投票の多用は非常に危険である。
- ・ 住民投票で在日外国人の投票権を認めた場合、国の動向にもよるが国とさいたま市で考え方が違ってしまう可能性もあるが、本市は独自路線を歩むべきなのか、教えてほしい。
- ・ 他の自治体で定める条例のように住民投票は、選挙権を有する市民以外に認める恐れがある。20歳以上の永住者・特別永住者などには、請求権を認めるべきではない。
- ・ 住民投票の投票権を外国人には認めないでほしい。外国人参政権と同じである。
- ・ 住民投票をしなくても、市民の合意が得られる仕組みづくりが必要。
- ・ 住民投票について、外国人の投票権が話題になっているが、本当にくだらない議論だ。住民投票で何かを決定するのではなく参考にするだけなら、無駄に税金をかけずに、アンケート調査、ネット投票や行政サポーターなど市民の意見を簡易に把握する手法の開発に力を注ぐべき。

#### <市長>

- ・ 私個人としては、住民投票については、常設型ではない方が望ましいと考えている。二元代表制は大変すばらしい制度だが、まれに機能不全になってしまうことが想定される。それをどう軌道修正をしていくか。もちろんリコールという制度もあるが、修正していくための制度もあったほうが良いのではないかと思う。
- ・ 市民は住民だけではなく事業者の方々、通学者も含めて、自治基本条例の中では一つの担い手として規定し、あるいは参画していただく必要がある。ただ、住民投票ということになると、私個人としては、もう少し絞って規定することが必要で、現状としては20歳以上を対象とし、外国人に対して、住民投票の投票権を与えるべきではないと思っている。

## 「財政運営」、「行政評価」

### <市民>

- ・ 税金をどうやって使っているのかをホームページなどで紹介することは当然だが、関心のない市民が理解できるような形で表現することが大切。
- ・ 財政の問題は結構深刻だと思う。市はお金をとることに慣れていない。受益者負担の原則もあり、小さいお金でも集まると大きなお金になる。お金を配ってサービスを行うばかりでは、長い目で見ると良いことではないと感じる。
- ・ 一番のポイントは行財政改革。特に財政改革で、貸借対照表や損益計算書など、自治基本条例の中で、これら普通の民間の手法を市の財政の評価に取り入れてほしい。
- ・ 国も地方も借金漬けであるのに国民は政治に要求し過ぎでサービス過剰でないか。「税金を取られている」意識だから無責任に個人的な要求をする。「税金を出し合っている」気持ちがしつかりとあれば、自分の要求に責任を持つと思う。「税金は出し合うもの、だからみんなで責任を持つ」ことを入れてもらいたい。
- ・ 市政を市民の目線で定期的に評価するようなシステム、市政に対する市民評議会のようなものをつくって、定期的に客観的に市政をあらゆる角度から評価し、その結果を直接また間接的に市政に反映していくようなシステムをつくったら良いと思う。
- ・ 事業仕分けをお願いしたい。

### <団体>

- ・ 事業の必要性や費用対効果、財源を検証してほしい。ただし、市民サービス、公平さ、誠実、柔軟な対応ということについては、事業者の経営観とは少し違うものも必要である。

### <市長>

- ・ 財政難は前提条件として避けて通れない。本市の財政状況は、600億円規模で行財政改革をしていかなければならない実態がある。今やっている行政サービスが維持できなくなる。そういう時代をこれから迎えないといけない大きな危機感を持っている。では、行政と市民、事業者がどういった役割分担をして、協力をしていくのか。本当にしっかり考えなければならない。

## 「身近なコミュニティ」

### <市民>

- ・ 自治会は地域コミュニティの最も重要な主体だが、地域社会をめぐる状況変化に伴い、課題が生じているところもあり、従来からの役割を果たすことが難しくなりつつある。
- ・ 企業の地域協力が望まれる。若い人の参加が望まれる。
- ・ 幅広い地域活動の拠点として、公民館の機能拡充が望まれる。

### <団体>

- ・ 自治会は市から依頼される仕事などで忙しく、新たな課題に取り組む余裕があまりない。
- ・ 防犯、防災、高齢化問題等、地域で取り組むべきさまざまな課題がある。
- ・ さまざまな行政管轄区域が錯綜していて、円滑な自治会活動の支障になっている。

### <市長>

- ・ 核家族化、都市化が進み、コミュニティや家族のあり方が大きく変化している時だからこそ、地域コミュニティの再生が大変重要である。
- ・ どのように規定するかという難しさがあるが、市民の組織として、法律では規定されていない

が自治会がある。市政については非常に大きな、そして影響力のある、協力的な団体だ。例えば、自治会などの既存の組織の役割をどう規定していくのか、あるいは盛り込まないのか、これについても検討が必要と考える。

- ・ 本市の場合は、自治会がかなり多くの役割を果たしているし、行政に対して協力的に対応していただいている。ただ、組織率が低下しており、自治会だけではない、補完的なコミュニティを創造することが必要ではないか。例えば、学校を中心として自治会、PTA、ボランティア団体も加わって、コミュニティが形成される。そういう機能を増やし、高めていくことが必要である。しかし実際にその仕組みを動かすには、いくつかのプロセスを踏む必要はある。
- ・ 自治会への加入促進については、自治会加入が義務化されていないため、私たちは促すことしかできないが全面的に協力してやっていきたい。

## 「区のあり方」

### <市民>

- ・ 大きな視野から見た市のまちづくりと同時に、下からの盛り上がりとしての区のまちづくりというものがある。その観点から条例の中に区を位置づけてほしい。
- ・ 区役所に分散されている事務を統廃合することによって効率性が向上し、利便性が整うということであれば、分割損が出ないような方策も考えるべき。
- ・ 分権の流れの中で、国から県や市へ、市から区へということをやすべき。
- ・ 区役所、区長の役割を強化していくべき。
- ・ 区長はもっと若手を登用し、任期は3年、少なくとも2年は続けるようにすべき。
- ・ タウンミーティングなど、自治に最も近い区役所が飛び越されて、本庁が直接行うような仕組みは疑問に感じる。
- ・ 区民会議をはじめとする区民の様々な提案、提言を生かせる仕組みやまちづくりのためのネットワークづくりを条例に入れてもらいたい。
- ・ 区の様々な人たちが声を出して、共有できるような掲示板等を考えてほしい。

### <団体>

- ・ 区役所による市民のまちづくりのバックアップが必要。
- ・ 合併して市役所が遠くなった。区と市の役割がよく分からない。
- ・ 各区がバラバラ。基本的な施策は統一したうえでの独自性を。
- ・ 区が行っている事業について、本庁職員が理解していない場合がある。
- ・ 区単位で、区内で活動する市民の出会いの場、情報交換の場をつくることが重要。
- ・ 区民会議について、市民が発想し必要なニーズの調査や企画を行う、という市民視点での取組が必要になると考えている。
- ・ 新しくつくられる「市民活動ネットワーク」と区民会議が連携する場をどうつくっていくか。これが今後の大きな課題だと考えている。
- ・ 区民会議は区民が自分たちの地域づくりに参加でき、提言し、実現できる大事な場だと感じている。それが、ただ諮問機関になると意味が違ってくる。
- ・ 人が育つ場として区民会議の意義を感じており、この点も条例で盛り込んでほしい。
- ・ 区民会議で複数の分野にまたがる提言を行うとき、区長の権限では足りないことがある。
- ・ 区民会議の側からの提案もできるような仕組みにしておくべき。

- ・ 区長で解決できない場合には、市全体として取り組むということを条例に入れてほしい。

#### <市長>

- ・ 区全体としてサービスを平準化すべきものがある一方で、区の特徴を出すべき分野もある。これについては、市民と協働していく中で、あるいは議論する中で、区の権限を増やしていく必要があるのではないか。

### 「条例の運用等」

#### <市民>

- ・ 条例を制定することに意義があるわけではなく、いかに活用できるかが重要である。
- ・ 自治基本条例の制定により、具体的な取組として現われてこないと意味がないと思う。
- ・ 時代の社会情勢によって、法律や条例の考え方は変化するので、1回決めた後で、それを改正する手続がなかなかとれないと、住民にとっては良い条例でなくなってくる。
- ・ 条例の効果を上げる後押しとして、オンブズマン制度もあって良いのではないか。

#### <団体>

- ・ 市民が自治基本条例の運用を評価する仕組みが必要。
- ・ 条例は必要に応じて見直していくべき。

#### <議会>

- ・ 本来、基本条例とは高度の安定性が求められるが、市行政や議会を取り巻く環境が変化していく中で適応性、可変性も欠くことはできない。目的は市民福祉の向上と市の健全な発展である。
- ・ (条例を運用等する組織について) 機構上、市長の附属機関とすると議会が参加するのは難しいが、純然たる第三者機関であれば、議員が参画できるのではないか。ただ、それがどういった位置付けの組織か、ということは検討が必要。

#### <市長>

- ・ 条例というのは、それができるとすべてがバラ色になるとか、一度にすべてが劇的に変わるというものではない。条例とはあくまで目指すべき方向性、ルール、取り決めだ。しかし、その条例を私たちがどう捉えるか、どう活用するか、条例にどう魂を入れていくか、ということが重要だ。この条例をつくるプロセス、あるいはつくった後の活用が、大変重要になってくる。



(6) ニュースレター

「自治基本条例ヌウとっしょに考えよう さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより」

第1号 (平成22年9月発行)

**自治基本条例**  
**ヌウとっしょに考えよう**  
 No.1  
 H22.9  
 さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより

**はじめました  
 みんなでつくる自治基本条例**

さいたま市では、平成23年度末までの制定を目指し、「さいたま市自治基本条例検討委員会」において、「(仮称)さいたま市自治基本条例」の検討を行っています。委員会では、検討にあたり、市民のみならず、議会、行政などと意見交換していきたいと考えています。



検討委員会の風景



検討内容

**自治基本条例って なにに？**

**まちづくりの理念  
 や基本ルールを定め  
 たもの**



「自分たちのまちのことは自分たちで考え、自分たちの責任で決めていこう」というのが、まちづくりの本実あるべき姿と考えます。そして、そのまちづくりの基本となる考え方や、誰がどのような役割を果たすなどの基本的なルールや仕組みを定めるものが自治基本条例です。

**なぜ自治基本条例が  
 必要なの？**

さいたま市ではこれまでたくさんの市民が、豊かで暮らしやすく、魅力あるさいたま市を目指して活動してきました。

しかし、時代とともにさいたま市の課題も多様化し、これらの解決のためには、より多くの市民の参加のもと、さいたま市の特性を活かしながら、まちづくりを進めていくことが求められています。

こうした中で、今一度、まちづくりを進める際のよりどころとなる考え方や基本的なルールを誰が見てもわかりやすいように整理し、みんなで共有することが大切です。そのため、自治基本条例という形ではっきりと定めることが必要なのです。



**さいたま市自治基本条例  
 検討委員会の紹介**

さいたま市自治基本条例検討委員会は、公募で選ばれた市民12名、関係団体(自治会、NPO、商工会議所)の代表者4名、学識者4名の計20名で構成されており、今年の春から活動をスタートしています。

具体的な活動は、自治基本条例に盛り込む内容を検討し、条例草案を作成することですが、それ以外にも自治基本条例に関する広報活動などを行っています。

春から8月末までは月2回検討委員会を開き、自治基本条例についての知識を深めるとともに、条例のコンセプト(基本的な考え方)について検討を行ってまいりました。

現在はこのコンセプトに基づいて、「市民」「議会・行政」と2つのテーマ部会に分かれ、それぞれの角度から条例の内容について検討を深めています。

また、今年5月から7月にかけて、市長が各区で行ったタウンミーティングで頂いた意見や、今後自治基本条例に関するフォーラム等で頂く意見等を参考にしながら、条例草案を作っていきます。

「自治基本条例」は市民のみなさんのものなので、ぜひ、ご意見をお寄せください。

※頂いた意見は検討委員会で参考といたします。個々に返答は致しませんのでご了承ください。

**条例づくりのスケジュール**

(主なスケジュール)

平成21年度	・「自治基本条例制定基本方針」策定 ・検討委員会委員の選定・公募
平成22年度	・検討委員会の設置、検討開始 ・検討委員会の中間報告 ・タウンミーティング、フォーラムなど
平成23年度	・検討委員会の最終報告 ・パブリックコメント ・市長が案概要を議会に提出
平成24年度	・条例施行予定

発行 さいたま市自治基本条例検討委員会  
 事務局 さいたま市政策局政策企画部企画調整課  
 所在地 〒330-9588  
 さいたま市浦和区常盤 6-4-4  
 Tel 048(829)1035 Fax 048(829)1985  
 E-mail kikaku-chosei@city.saitama.lg.jp

**意見募集** ※FAX、メールにより事務局まで提出して下さい。

「さいたま市の魅力は何だと思えますか」  
 (このテーマについては、平成22年11月末まで意見募集します)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_



ヌウのぬり絵  
 さいたま市の好きなところを教えてください。

・ホームページでも意見募集しています。また、検討委員会の検討状況を見ることが出来ます。  
 ・さいたま市ホームページ (<http://www.city.saitama.jp/>) → 「自治基本条例」

このチラシは50,000部作成し、1部当たりの印刷経費は4円です。

第2号 (平成22年11月発行)

**自治基本条例**  
**ヌウとっしょに考えよう**  
 No.2  
 H22.11  
 さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより

「自治基本条例」とは、まちづくりの基本となる考え方や、誰がどのような役割を果たすのかなどの基本的なルールや仕組みを定めるものです。

「さいたま市自治基本条例検討委員会」は、市長の委嘱を受け、自治基本条例について検討を行っています。

8月には、条例のコンセプト(基本的な考え方)を取りまとめました。

**～みんなの思いを条例へ～**

税金の使い道について

市民・企業・行政が対等に話し合えるといいね

市の担当者がかわっちゃったけど、大丈夫かな

みんなが大好きなまちになるといいな!

市役所と区役所って何が違うの?

市の企画や計画にかわりたい

さいたま市はいろいろな人が活動しているよ

議会基本条例というのがあるけど、自治基本条例との関係は?

みんなが困っていることを地域で何かできないかな

いい条例に育てるぞ

**期待する効果**  
 ○「課題解決の羅針盤」として活用  
 ○市民、議会、行政のより良い関係

**条例制定の目的**  
 ○「市民自治」の確立  
 ○市民が誇りを持つ「さいたま市」

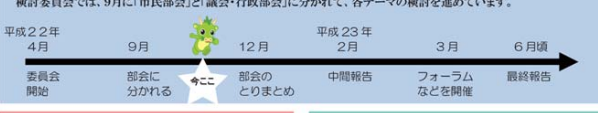
**条例で定めるもの**  
 ○市民と議会・行政の関係  
 ○区、コミュニティの役割  
 ○自治を担うづくり など

**条例のコンセプト(イメージ図)**

条例のコンセプト全文は市のホームページをご覧ください。

**部会に分かれて 条例に盛り込む内容を検討しています**

検討委員会では、9月に「市民部会」と「議会・行政部会」に分かれて、各テーマの検討を進めています。



「市民部会」では、市民の自治へのわかり方について、広く検討しています。

市民活動団体等との話し合いの中で、地域社会の課題解決のためには、市民同士の情報交換の場、行政との対等な立場での協働が極めて重要なことが浮かび上がってきました。

「議会・行政部会」では、市民自治の発展に向け、議会・行政のあり方を中心に検討しています。

「さいたま市議会基本条例」と自治基本条例との関係、行政の改善すべき市区役所の役割などが検討にあたっての課題となっています。

《両部会共通検討テーマ》  
 ・自治基本条例の目的  
 ・自治の基本理念  
 ・自治の担い手 など

《市民部会の個別検討テーマ》  
 ・市民の権利・責務  
 ・参加、協働  
 ・身近なコミュニティのあり方 など

《議会・行政部会の個別検討テーマ》  
 ・議会(議員)の役割・責務  
 ・市長(職員)の役割・責務  
 ・行財政運営のあり方 など

**条例づくりに参加しましょう**

自治基本条例検討委員会では、みなさんと一緒に自治基本条例の具体的な内容について考えたいと思います。参加の形はさまざまです。ぜひ参加してください。

**みる**  
 市のホームページで議論の経過が見られるよ。自治基本条例のページを押してね

**きく**  
 検討委員会は誰でも傍聴できるよ。気軽に様子を見て来てね。

**いう**  
 意見募集してよ。みんなの声をまとめてね。さいたま市企画調整課まで

**あつまる**  
 フォーラムに参加してね。(平成23年3月頃予定)

発行 さいたま市自治基本条例検討委員会  
 事務局 さいたま市政策局政策企画部企画調整課 所在地 〒330-9588  
 さいたま市浦和区常盤 6-4-4  
 Tel 048(829)1035 Fax 048(829)1985 E-mail kikaku-chosei@city.saitama.lg.jp

このチラシは50,000部作成し、1部当たりの印刷経費は4円です。

# 第3号 (平成23年1月発行)

## 自治基本条例

### No.3

# 又々といっしょに考えよう

さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより

H23.01

「さいたま市自治基本条例検討委員会」は、市長の委嘱を受け、まちづくりの基本となる考え方や誰がどのような役割を果たすのかなどの基本的なルールや仕組みを定める「自治基本条例」について検討を行っています。

検討にあたっては、幅広い意見を取り入れるために、条例に期待することや活動している中の課題などについて、多くの方々と意見交換を行いました。

### 各種関係団体からいただいた主な意見

- 合併により市民の声が市に届きにくくなった
- 区役所と本庁の連携を密にしたい
- 市民と行政の情報共有、市民団体と地域の人たちの情報共有が不十分
- 地域におけるまちづくりのしくみを幅広い市民がお互いに協力して自らつくり上げることが重要であり、そのためには埋もれている人材や資源を発掘していく必要がある



市のホームページで、意見交換の全内容を見ることができます

### 市長からいただいた主な意見

- 日本一ボランティアが盛んに活動するまちにしたい
- 権利と義務を表裏一体のものとしてルール化することが必要
- 区の権限強化が必要



### 議会(正副議長・議会改革推進特別委員会正副委員長)からいただいた主な意見

- 地方分権、地域主権の時代にしつかりとマッチした議会を目指している
- 議会基本条例では、市民福祉の向上と市の健全な発展を目的としている
- 議会基本条例と自治基本条例の目的は基本的に同じ



### 各部会の検討内容を紹介します

さいたま市自治基本条例検討委員会では、昨年9月から、市民部会と議会・行政部会の2つに分かれて条例案骨子について検討を進めてきました。現在は、両部会が検討した内容を持ち寄り、中間報告に向けて、委員会全体で検討を進めています。

#### 市民部会

#### 議会・行政部会

##### テーマ:まちづくりの担い手

市内には、住んでいる人だけではなく、学ぶ人、働く人、活動する人など、様々な人がいます。その様々な人たちがより豊かで暮らしやすい、活動しやすいと感じることができるさいたま市をつくっていくために、議会や行政も含めて、それぞれがどのようにまちづくりに関わっていくべきなのかという視点で検討してきました。

##### テーマ:情報共有

市民自治を進めるには、市民と行政の間だけでなく、市民や地域団体などが相互に情報共有することが必要と考えています。情報共有のあり方について、「さいたま市情報公開条例」等を踏まえながら検討してきました。

##### テーマ:ひらかれた議会

市民自治を確立するためには、市の意思決定機関である議会の役割が重要です。「さいたま市議会基本条例」の趣旨や内容を確認しながら、市民に身近な議会のあり方、議会や議員の責務などについて検討してきました。

##### テーマ:参加・協働

市民自治を進めるには、市政への市民参加や市民と行政または市民同士の協働が大切です。参加や協働を推進するために、市民と行政が果たすべき役割などについて検討してきました。

##### テーマ:職員の役割・責務

職員は、全体の奉仕者として、市民の意見を誠実に受けとめる姿勢が大切です。職務を適正に執行することはもとより、地域や市の課題解決に向けて市民と一緒に考え、行動するなど、市民自治を進める上で求められる職員の姿勢、能力、役割、責務について検討してきました。

※「市民自治」とは、「市民が主役のまちづくり」のことをいいます。検討委員会では、「自分たちのまちのことは自分たちで考え、自分たちの責任で決めていこう」というのが、まちづくりの本来あるべき姿と考えています。

- ホームページで意見募集しています。また、検討委員会の検討状況を見ることができます。
- さいたま市ホームページ (<http://www.city.saitama.jp/>) → 「自治基本条例」

発行 さいたま市自治基本条例検討委員会  
 事務局 さいたま市政策局政策企画部企画調整課 所在地 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4  
 Tel 048(829)1035 Fax 048(829)1985 E-mail kikaku-chousei@city.saitama.lg.jp

このチラシは50,000部作成し、1部当たりの印刷経費は4円です。

